

文化会館空調設備ほか更新工事 設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 **四日市市 安島二丁目 地内**
2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
文化会館	RC造・S造・SRC造	地上5階	13,809	1項	

3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外工事種目	文化会館	工事種別				
○ 電灯設備	改修 一式					
○ 動力設備	改修 一式					
・ 電気自動車用充電設備						
・ 電熱設備						
・ 常保護設備						
・ 受変電設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
○ 拡声設備	改修 一式					
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ 防犯カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入室管理設備						
○ 火災報知設備	改修 一式					
・ 中央監視制御設備						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						
・ テレビ電波障害除去工事						
○ 撤去工事	改修 一式					

4. 指定部分 ○ 無 ・ 有 (部位:)
指定部分工期 令和 年 月 日

II. 工事仕様

1. 共通仕様
 - (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁管理官庁補助決定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。
 - 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準仕様書」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)
 - 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準図」という。)

2. 特記仕様
項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
----	------

- 1 通用区分
 - 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
 - 風圧力
風速 (V0=34m/s)
 - 地表相区分 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ)
 - 積雪荷重
垂直積雪量 (0.3m)

- 2 環境への配慮
 - (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
 - ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集材材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
 - ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 - ③ 接着剤は、可塑剤 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。
 - ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
 - (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
 - ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
 - ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 - ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
 - ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 - (3) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (平成27年2月閣議決定)」による。

項目 特記事項

- 3 材料・機材の品質等
 - (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
 - (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
 - ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ③ 安定的な供給が可能であること。
 - ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機材名称	
LED照明器具	高圧直相コンデンサ
照明知照装置	高圧限流ヒューズ
可変速電動機用インバータ装置	高圧負荷閉閉器
分電盤	高圧変圧器 (特定機器)
制御盤	交流無停電電源装置
キュービクル式配電盤	太陽光発電装置
	(V-Fire)及び系統連係保護装置)
高圧スイッチギア (CW形、PW形)	防犯カメラ装置
高圧交流遮断器	中央監視制御装置 (監視制御装置)

- 4 電源周波数
 - ・ 50Hz ○ 60Hz
- 5 電気工作物の種類
 - ・ 事業用電気工作物
 - 一般用電気工作物
 - 電気保安技術者
 - ・ 要
 - 不要

- 6 電気工事士
 - 契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

- 7 工所用仮設物
 - すべて受注者の負担とする。
 - 構内につくることが ○ できる ・ できない

- 8 足場その他
 - ・ 別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。
 - ・ 本工事で設置とする。(改修標準仕様書 第3編 2.2.2によるほか下記による。)
 - 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
 - ・ 内部足場の種別 ()
 - ・ 外部足場の種別 ()

- 9 仮設備工事
 - 仮設備期間 ()
 - 仮電源等 ()
 - ・ 受変電設備
 - ・ 発電設備
 - ・ 電灯設備
 - ・ 図示 ()

- 10 養生
 - 養生範囲 ()
 - 養生方法 ()

- 11 施工調査
 - はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に定式埋設物調査を行うこと。
 - ・ 石綿含有分析調査 (定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。)
 - ・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に該埋設物調査を行うこと。

- 12 非破壊検査等
 - 構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、1枚以上/部位とする。

- 13 穿孔作業
 - 既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。

- 14 耐震安全性の分類と耐震工
 - (1) 設備機器、電気配線の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。(100kg以上の機器を対象とする。)

- 1) 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお特記なき場合、設計用水平震度は次のよう。

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		・ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

※水槽類には、オイルタンク等を含むものとする。

上層階とは、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。
中間階とは、地階、1階を除く各階で上層階に該当しないものとする。

- 重要機器
- ・ 配電盤
 - ・ 発電装置
 - ・ 直流電源装置
 - ・ 交流無停電電源装置
 - ・ 交換機
 - ・ 火災報知受信機
 - ・ 中央監視制御装置
 - ・ キュービクル
 - ・ その他 ()

- 2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- 15 交通安全管理
 - 交通誘導員
 - ・ 配置する 名以上 (大型車の出入は必ず)
 - ・ 配置しない
 - ・ 交通誘導警備員A
 - ・ 交通誘導警備員B

項目 特記事項

- 15 建設発生土の処理
 - ・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
 - ・ 構外搬出適切処理とする。
 - ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告 (位置図等) を行い、処分地の処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。

- 16 電線本数、管路等
 - 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。
 - また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。

- 17 金属製電線管の塗装・仕上げ
 - 下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。
 - 屋外 (内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所: 全て (塗装箇所除く))
 - ・ 屋内 (内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所: 地階、ピット階)
 - 塗装 (○ 屋内 ・ 屋外 ・ 全て ・ 図示)

- 18 フラッシュプレート
 - 図面に特記なき場合は、○ 金属製 (ステンレス、新金属も含む) ・ 樹脂製 とする。

- 19 電線類
 - EM-UTPケーブルは、用途に応じ色分けすること。

- 20 二重床内器具
 - 二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。また、用途に応じ色分けすること。

- 21 インバータ装置の規約効率
 - 三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の値以上とする。

電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

- 備考 (1) 規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

- 22 高効率誘導電動機の配線用遮断器等の選定
 - 高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。

200V三相誘導電動機回路の器具容量等

電動機	器具容量、コンデンサ回路の配線									
	定格出力 [kW]	定格電流 [A]	配線用遮断器等 [A]	Y-Δ始動	Y-Δ始動入力側 [A]	電流計 [A]	接続する電線 [E-H]の最小太さ [mm ²]		コパノサ [μF]	
							長さ3m以下	長さ3m以下	50Hz	60Hz
0.2	1.8	15	—	—	15	3	2.0	2.0	15	10
0.4	3.2	15	—	—	15	5	2.0	2.0	20	15
0.75	4.8	15	—	—	15	5	2.0	2.0	30	20
1.5	8	30	—	—	15	10	2.0	2.0	40	30
2.2	11.1	40	—	—	20	10	2.0	2.0	50	40
3.7	17.4	75	—	—	30	20	2.0	2.0	75	50
5.5	26	100	60	50	30	3.5	2.0	100	75	
7.5	34	125	75	60	50	3.5	2.0	150	100	
11	48	125	125	75	60	8.0	2.0	200	150	
15	65	125	150	125	60	8.0	2.0	250	200	
18.5	79	150	175	125	100	14	3.5	300	250	
22	93	175	200	150	100	14	3.5	400	300	
30	124	250	300	200	150	14	5.5	500	400	
37	152	300	350	225	200	14	8.0	600	500	
45	190	400	450	200	200					
55	228	450	500		250					

400V三相誘導電動機回路の器具容量等

電動機	器具容量、コンデンサ回路の配線									
	定格出力 [kW]	定格電流 [A]	配線用遮断器等 [A]	Y-Δ始動	Y-Δ始動入力側 [A]	電流計 [A]	接続する電線 [E-H]の最小太さ [mm ²]		コパノサ [μF]	
							長さ3m以下	長さ3m以下	50Hz	60Hz
0.2	0.9	15	—	—	3	2.0	2.0	5	5	
0.4	1.6	15	—	—	3	2.0	2.0	5	5	
0.75	2.4	15	—	—	5	2.0	2.0	7.5	5	
1.5	4	15	—	—	5	2.0	2.0	10	7.5	
2.2	5.5	20	—	—	15	10	2.0	2.0	15	10
3.7	8.7	30	—	—	15	10	2.0	2.0	20	15
5.5	13	40	30	30	15	2.0	2.0	25	20	
7.5	17	75	40	30	20	2.0	2.0	40	25	
11	24	100	60	50	30	3.5	2.0	50	40	
15	32	125	75	60	30	3.5	2.0	75	50	
18.5	39	125	100	75	60	3.5	2.0	75	75	
22	46	125	100	100	60	8.0	2.0	100	75	
30	62	125	150	125	60	8.0	2.0	125	100	
37	76	150	175	125	100	8.0	3.5	150	125	
45	95	200	225	150	100	8.0	3.5	200	150	
55	115	225	300	175	150	14	5.5	250	200	
75	155	300	350	225	150	14	8.0	300	250	
90	180	350	400	300	200	22	8.0	300	250	
110	220	450	500	350	250	22	8.0	397	300	

項目 特記事項

- 23 接地種
 - 接地線の材料は下記による。なお接地棒EB (14φ)の長さは1,500mm以上とし、10φはW=30 L=900mm以上、14φは、W=40 L=1,200mm以上としても差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地種 (参考)
・ 共同接地	E _{共通}	Ω以下	EB (14φ) × 3連-3組
・ 共同接地	E _{共通}	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-3組
・ A種	E _A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
・ B種	E _B	Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
・ D種	E _D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1,000mm)
・ C種	E _C	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
・ 高圧避雷器用	E _H	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-3組
・ 低圧避雷器用	E _L	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
・ 構造体接地			
・ 交換機用	E ₁	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-3組
・ 通信用	E ₁₁	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-3組
・ 通信用	E ₁₁	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1,000mm)

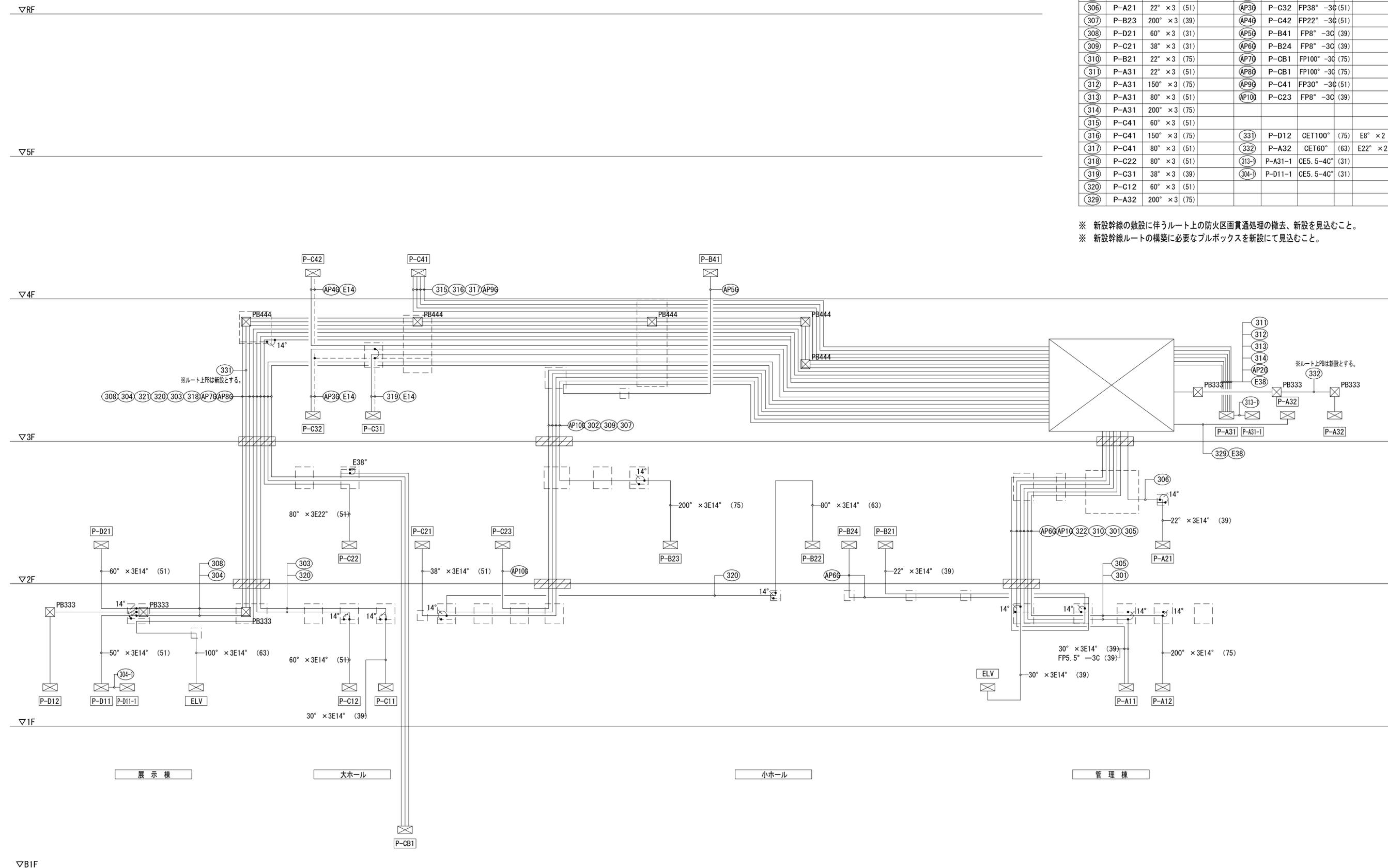
項目	特記事項	項目	特記事項	アスベスト含有物の取扱い			
28 工事用電力、水等	<ul style="list-style-type: none"> 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。 市支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。 	46 位置ボックス	位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。	① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 ○アスベスト除去に伴う官公署への届出申請を行うこと。 ○石棉障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 ○石棉含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ○アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ○アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。	暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市告示第28号）並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事準則第1条第1項に基づき入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報し、捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときは、業務発注所属と協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事準則第1条第1項に基づき入札参加資格停止等の措置を講ずる。	
29 産業廃棄物税	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。 	47 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1] アスベスト含有吹付け材の削り込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工面所及び工法 ※図示	<喫煙に関する事項> 学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。 <現場代理人に関する事項> 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 <随時検査> 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。	
30 工事の保険	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事保険（管理財担保特約に加入）（保険証券の写しを提出） 請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 	48 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改修は、本工事とする。	③ アスベストの含有調査	事前調査（有資格者）○行う ・行わない [1.5.1] 調査結果報告書の有与 ○有 ・無 分析調査 ・行う（対象箇所： ） ○行わない ・定性分析 ・定量分析 ※分析調査は「建材中の石棉含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。	個人情報の取り扱いに関する事項 （基本事項） 第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。 第3 乙は、この契約による工事において個人情報と適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いに際しては、前項の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。 （適正な管理） 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
31 建設共済等	<ul style="list-style-type: none"> 下記の制度について加入すること。 法定外労災補償制度（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額（消費税含む）0.5/1000 以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。 	49 自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督職員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。	④ アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ○有 ・無 [9.1.3] 除去吹付け材（建築図面特記による）含有場所（建築図面特記による） 吹付けアスベストの施工数量確認 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
32 工事実績情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> 下記の制度について加入すること。 法定外労災補償制度（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額（消費税含む）0.5/1000 以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。 	⑤ 地中配線の埋設	埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難しい場合は監督員と協議し決定すること。	⑤ 特記事項	表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
33 施工体制台帳の提出	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。 なお、営業業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。 	⑥ 地中配線の埋設	埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難しい場合は監督員と協議し決定すること。	⑥ アスベスト含有仕上塗材の除去	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
④ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。 	⑦ 照明設備の照度測定	一般照明及び非常照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。	⑦ アスベスト含有成形板の除去	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
35 監督職員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 設ける ・ 設けない 	⑧ 施工条件	電気設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。	⑧ アスベスト含有保温材等の除去	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
36 完成時の提出図書	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員の指示により下記のものを提出する。 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） <ul style="list-style-type: none"> ○ 完成図 CADデータ PDFデータ（CD-R）（1）枚 ・ 完成図（A4版に製本したもの） ○ 完成図（原図サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの）（3）部 ○ 保全に関する資料等（2）部 ○ 工事写真（紙、CD-R） 	⑨ 施工内容の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工可能時間帯 ・ 指定有り（ 時～ 時 ） ・ 指定なし ・ 施工可能時間帯 ・ 指定有り（ 時～ 時 ） ・ 指定なし 	⑨ 特記事項	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
⑧ 発生材の処理	<ul style="list-style-type: none"> 引渡しを要するもの ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。 特別管理産業廃棄物 PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。（PCB使用機器） 再使用又は再資源化を図るもの 	⑩ 図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄製（ 箇所 ） ・ コンクリ製（ 箇所 ） 	⑩ 特記事項	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
⑩ 工事記録	<ul style="list-style-type: none"> 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大ききでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 	⑪ 鋼製電線管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼製電線管（19.25...75）の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のおなじし電線管（E19.E25...E75）を使用してもよい。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 	⑪ 特記事項	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
40 呼び線	<ul style="list-style-type: none"> 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 	⑫ 再使用機器	<ul style="list-style-type: none"> 取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうち、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。 	⑫ 特記事項	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
⑫ タンブラスイッチ	<ul style="list-style-type: none"> タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。 	⑬ 配線器具等	<ul style="list-style-type: none"> 配線器具（スイッチ他）の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。 	⑬ 特記事項	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
⑭ 機器仕様	<ul style="list-style-type: none"> 使用機器の製造者選定による若干の仕様相違は、監督職員の承諾を得れば、可とする。 	⑭ 合成樹脂管配線	<ul style="list-style-type: none"> 合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P-F管（単層管）の波付管以上を使用する。 	⑭ 特記事項	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	第1 この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集を行うときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。	
⑮ 合成樹脂管配線	<ul style="list-style-type: none"> 合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P-F管（単層管）の波付管以上を使用する。 						

図面名	特記仕様書	縮尺	1: NO (A2)	設計番号	工 事 名	図面番号	
	建築電気設備2		作 図 令和6年 月				*****工事
四日市市都市整備部営繕工務課						1級建築士 登録第 号 四日市市諏訪町1番5号	/
						令和6年7月版	

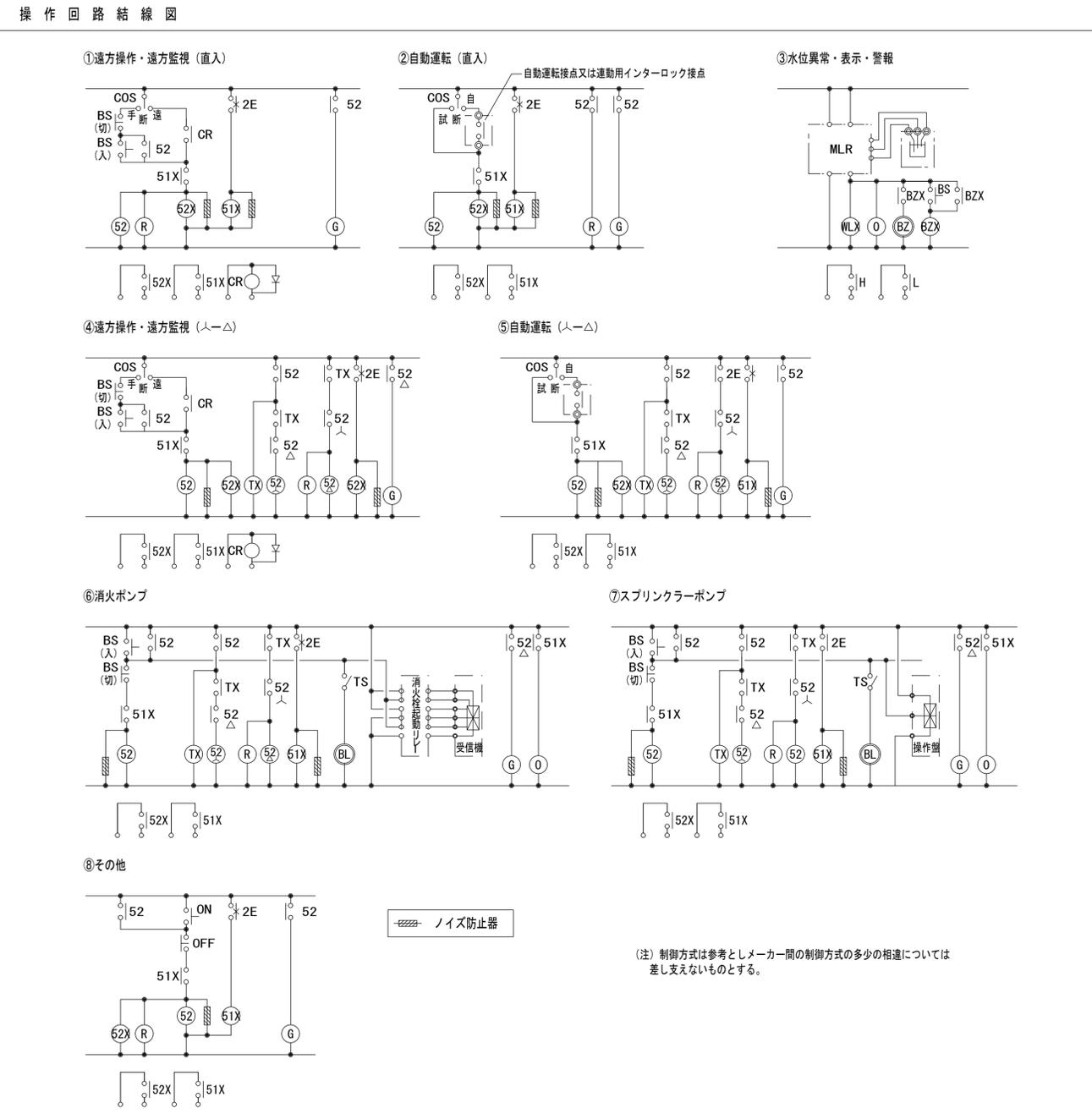
負荷記号	負荷名称	配管サイズ	配管	備考	負荷記号	負荷名称	配管サイズ	配管	備考
(301)	P-A11	30° × 3	(39)		(321)	ELV	100° × 3	(63)	
(302)	P-B22	80° × 3	(51)		(322)	ELV	30° × 3	(39)	
(303)	P-C11	30° × 3	(39)		Z	DC操作	30° × 2	(39)	
(304)	P-D11	50° × 3	(51)		AP10	P-A11	FP5.5° -3C	(39)	
(305)	P-A12	200° × 3	(75)		AP20	P-A31	FP38° -3C	(51)	
(306)	P-A21	22° × 3	(51)		AP30	P-C32	FP38° -3C	(51)	
(307)	P-B23	200° × 3	(39)		AP40	P-C42	FP22° -3C	(51)	
(308)	P-D21	60° × 3	(31)		AP50	P-B41	FP8° -3C	(39)	
(309)	P-C21	38° × 3	(31)		AP60	P-B24	FP8° -3C	(39)	
(310)	P-B21	22° × 3	(75)		AP70	P-CB1	FP100° -3C	(75)	
(311)	P-A31	22° × 3	(51)		AP80	P-CB1	FP100° -3C	(75)	
(312)	P-A31	150° × 3	(75)		AP90	P-C41	FP30° -3C	(51)	
(313)	P-A31	80° × 3	(51)		AP100	P-C23	FP8° -3C	(39)	
(314)	P-A31	200° × 3	(75)						
(315)	P-C41	60° × 3	(51)						
(316)	P-C41	150° × 3	(75)		(331)	P-D12	CET100°	(75)	E8° × 2
(317)	P-C41	80° × 3	(51)		(332)	P-A32	CET60°	(63)	E22° × 2
(318)	P-C22	80° × 3	(51)		(313-)	P-A31-1	CE5.5-4C°	(31)	
(319)	P-C31	38° × 3	(39)		(304-)	P-D11-1	CE5.5-4C°	(31)	
(320)	P-C12	60° × 3	(51)						
(329)	P-A32	200° × 3	(75)						

※ 新設幹線の敷設に伴うルート上の防火区画貫通処理の撤去、新設を見込むこと。
 ※ 新設幹線ルートの構築に必要なブルボックスを新設にて見込むこと。

新設

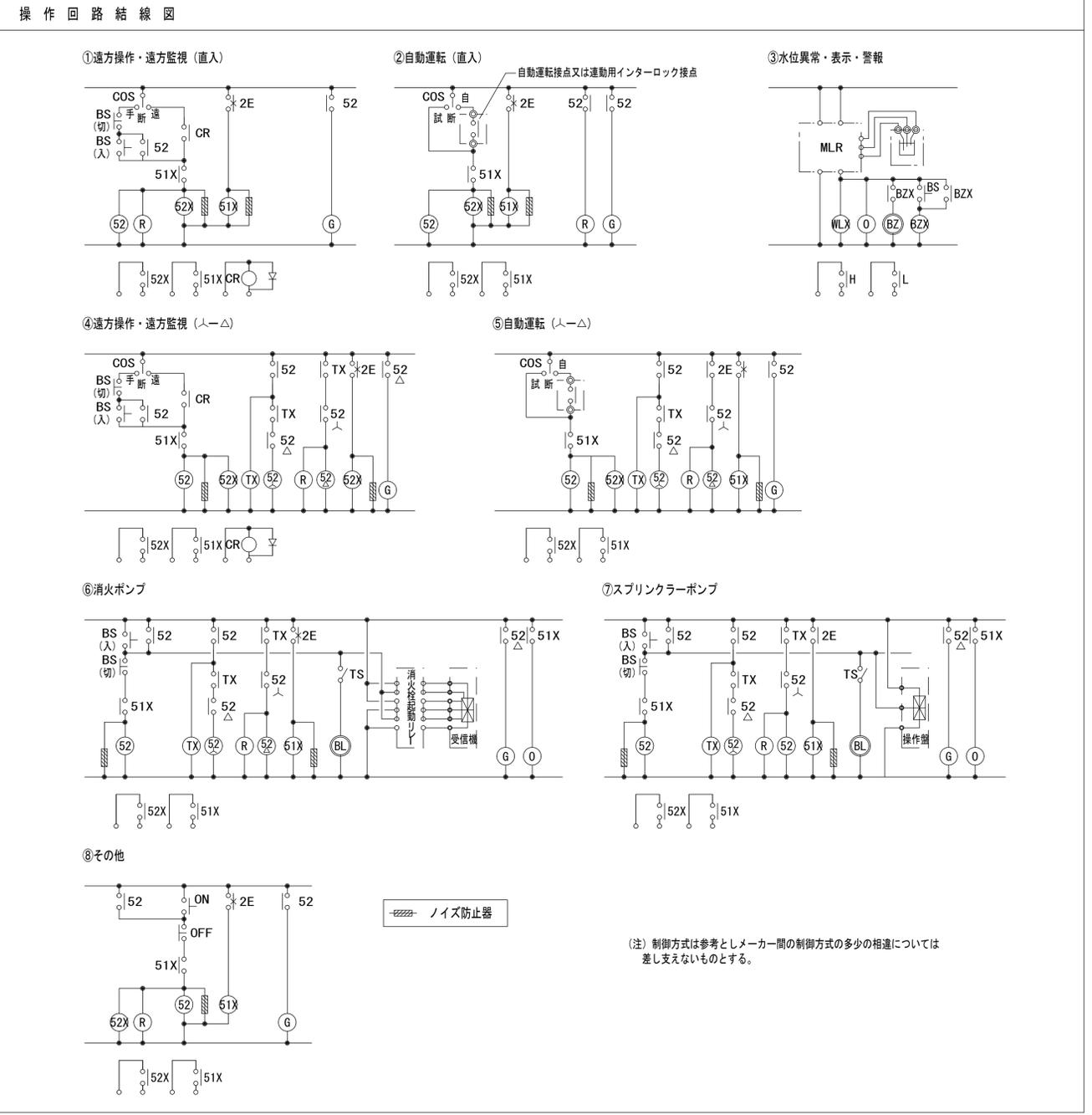


動力制御盤リスト															主回路結線図								
盤記号	幹線番号	相(φ)	線(N)	電圧(V)	結線	負荷			結線記号			設備工事			備考	記号	開閉器						
						負荷記号	名称	容量(KW)	設置場所	開閉器	主回路	操作回路	遠・手・自・手・手	受け送り			自動制御	運転	故障	N	M	B	A
P-D11 (内部改修)	304	3	3	200	24.15kW 以下、追加	EF-33	美術1階展示室余剰排気用送風機	0.15	1階機械室(3)	M	C	②	○	○	○	○	○	VAV運動(設備工事) ※改修を行う負荷範囲、機器更新のみ(配管配線は既存利用) ※改修を行う負荷範囲、機器追加の為、P-D11-1分岐へ。	2ER	CT	52	A	TR
						EF-35	1階展示室用便所排気ファン	0.4	便所	M	C	②	○	○	○	○	○						
						EF-36	1階展示室湯沸室排気ファン	0.2	湯沸室	M	C	⑧	○	○	○	○	○						
						AHU-13	1階展示室系統空調機	3.7	1階機械室(3)	M	C	②	○	○	○	○	○						
						PAC-14	収蔵庫空調機	17.3	収蔵庫	N	B												
							展示動力			N	A												
P-D21	308	3	3	200	27.5kW	AHU-14	2階展示室系統空調機	11.0	2階機械室(7)	M	D	⑤	○	○	○	○	VAV運動(設備工事) ※改修を行う負荷範囲、機器更新のみ(配管配線は既存利用)	2ER	CT	52	A	TR	
						AHU-15	展示棟ホワイエ系統空調機	15.0	2階機械室(7)	M	D	④	○	○	○	○							
						EF-34	2階展示室余剰排気ファン	1.5	2階機械室	M	C	②	○	○	○	○							
P-B21	310	3	3	200	8.33kW	AHU-7	小ホールホワイエ系統空調機	3.7	2階機械室(5)	M	C	①	○	○	○	○	※改修を行う負荷範囲、機器更新のみ(配管配線は既存利用)	2ER	CT	52	A	TR	
						PAC-11-1	音響調整室空調機	1.28	小ホール音響調整室	M	B												
						PAC-11-2	音響調整室空調機	2.6	小ホール音響調整室	M	B												
						EF-7	小ホール便所排気ファン	0.75	1階便所	M	C	②	○	○	○	○							
P-CB3	3	3	200	3.0kW	5.5°		オーケストラピット排気ファン	1.5	地階オーケストラピット	M	C	①	○	○	○		2ER	CT	52	A	TR		
							オーケストラピット給気ファン	1.5	地階オーケストラピット	M	C	②	○	○	○							○	
P-B22	302	3	3	200	20.08kW	PAC-2	リハーサル(2)系統空調機	3.91	2階機械室(3)	N	B					※改修を行う負荷範囲、機器更新のみ(配管配線は既存利用)	2ER	CT	52	A	TR		
						PAC-3-1	空冷式パッケージ型空調機	3.2	2階機械室(3)	N	B												
						PAC-3-2	空冷式パッケージ型空調機	1.59	2階機械室(3)	N	B												
						PAC-3-3	空冷式パッケージ型空調機	1.59	2階機械室(3)	N	B												
						EF-12	2階練習室便所排気ファン	0.4	2階機械室	M	C	⑧	○	○	○							○	
						EF-13	2階練習室湯沸室排気ファン	0.2	2階機械室	M	C	⑧	○	○	○							○	
						EF-9	小ホール楽屋便所排気ファン	0.4	1階便所	M	C	⑧	○	○	○							○	
						EF-10	小ホール楽屋浴室排気ファン	0.2	1階浴室	M	C	⑧	○	○	○							○	
						EF-11	小ホール楽屋湯沸室排気ファン	0.2	1階湯沸室	M	C	⑧	○	○	○							○	
							シャッター	0.75		N	A												
	リフト電源	0.4		N	A																		
P-B23	307	3	3	200	75.49kW	PAC-9	大ホール調光室空調機	1.28	大ホール調光室	N	B					※改修を行う負荷範囲、機器更新のみ(配管配線は既存利用)	2ER	CT	52	A	TR		
						PAC-10	小ホール調光室空調機	1.28	小ホール調光室	N	B												
						AHU-6	小ホール1・2階客席系統空調機	15.0	2階機械室(4)	M	D	④	○	○	○							○	
						AHU-8	小ホール舞台系統空調機	15.0	2階機械室(4)	M	D	④	○	○	○							○	
						EF-6	小ホール投光室排気ファン	1.5	2階機械室	M	C	②	○	○	○							○	
						EF-8	小ホール映写室排気ファン	0.4	2階機械室	M	C	②	○	○	○							○	
						SF-3	小ホール投光室給気ファン	1.5	2階機械室	M	C	①	○	○	○							○	
						RF-4	小ホール1・2階客席送気用送風機	11.0	2階機械室(4)	M	D	⑤	○	○	○							○	
						HEX-2	小ホール全熱交換器	0.2	2階機械室	M	C	②	○	○	○							○	
						SHF-2	全熱交換器用給気ファン	5.5	2階機械室	M	C	①	○	○	○							○	
						EHF-2	全熱交換器用排気ファン	5.5	2階機械室	M	C	②	○	○	○							○	
						PAC-12	ユニットラック室空調機	4.07	2階ユニットラック室	N	B												
						PAC-13	変電室空調機	8.89	2階変電室	N	B												
P-C11	303	3	3	200	9.76kW	EF-22	会議展示室余剰排気ファン	0.75	廊下	M	C	②	○	○	○	※改修を行う負荷範囲、機器更新のみ(配管配線は既存利用)	2ER	CT	52	A	TR		
						EF-27	会議展示室便所排気ファン	0.4	1階機械室	M	C	②	○	○	○							○	
						EF-28	会議展示室湯沸排気ファン	0.2	1階機械室	M	C	⑧	○	○	○							○	
						AHU-11	第4ホール系統空調機	7.5	1階機械室(1)	M	C	②	○	○	○							○	
						PAC-15	空冷式パッケージ型空調機	0.91	1階機器置場	N	B												
	倉庫電源			A																			
P-C12 (別途盤)	320	3	3	200	23.15kW	P-1	給水ポンプ	11.0	受水槽置場	M	D	○	○	○	○		2ER	CT	52	A	TR		
						P-2	給水ポンプ	11.0	受水槽置場	M	D	○	○	○	○								
						PC-1	冷水ポンプ	0.4	屋外	M	C	○	○	○	○								
						P-4	排水ポンプ	0.75	受水槽置場	B	C	○	○	○	○								

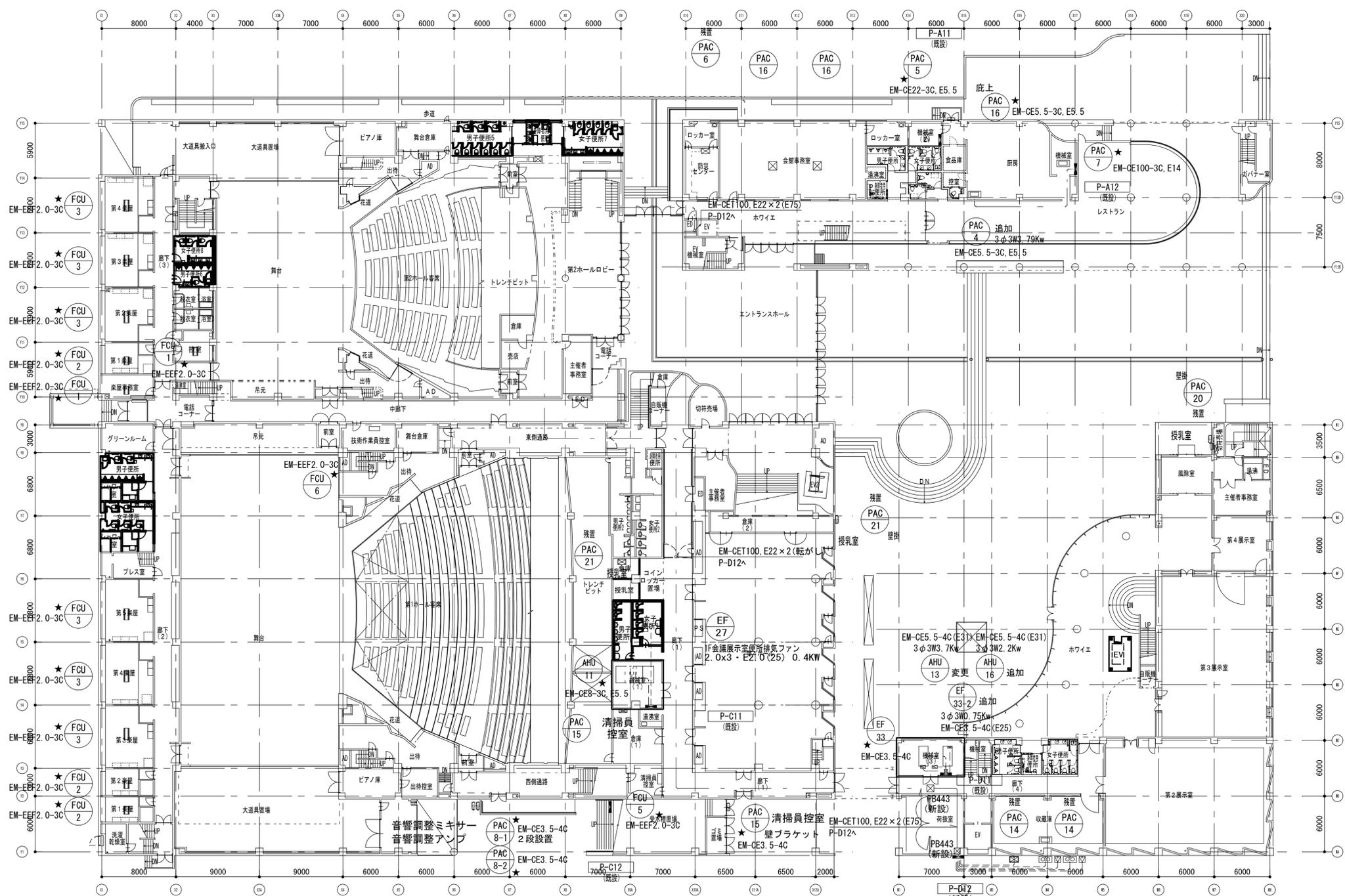


(注) 表記容量については参考数値とし別途工事の容量に合わせるものとしメーカー間による容量の多少の相違については差し支えないものとする。
(注) メーカーの違いにより発生する工事は本工事の範囲とし、空調機に適した施工を行うこと。

動力制御盤リスト												主回路結線図										
盤記号	幹線番号	相(φ)	線(N)	電圧(V)	結線	負荷			結線記号				設備工事	備考	記号	開閉器						
						負荷記号	名称	容量(KW)	設置場所	開閉器	主回路	操作回路				遠・手自・手連・手	インターロック	自動制御盤	N	M	B	A
P-D12 (新設) 屋外壁掛 防水型 SUS製	331	3	3	200	16.46kW 100°	AHP-1	空冷ヒートポンプチラー	7.83	1階 収蔵庫側屋外	B	C	②	○	チラー	○	2ER 過電流欠相リレー CT 変流器5.5KW以上取付	開閉器	開閉器	開閉器	開閉器	開閉器	開閉器
						PC-1	冷水次ポンプ	0.4	1階 収蔵庫側屋外	B	C	②	○	○								
						AHP-2	空冷ヒートポンプチラー	7.83	1階 収蔵庫側屋外	B	C	②	○	チラー	○							
						PH-1	温水次ポンプ	0.4	1階 収蔵庫側屋外	B	C	②	○	○								
P-A32 (新設) 屋外壁掛 防水型 SUS製	332	3	3	200	28.85kW 60°	PAC-4	空冷パッケージ型空調機	28.85	3階ケージ7号置場	B	B											
P-A31-1 (新設) 屋内 壁掛型 銅板製	-	3	3	200	※P-A31より 5.5°	PSH-2	再熱水2次ポンプ	3.7	3階機械室	B	D	④	○	○	○							
P-D11-1 (新設) 屋内 壁掛型 銅板製	-	3	3	200	※P-D11より 5.5°	AHU-16	1階第2展示室系統空調機	2.2	1階機械室(3)	M	C	②	○	EF-33-2	○							
						EF-33-2	美術棟1階展示室2余熱排気用送風機	0.15	1階機械室(3)	M	C	②	○	AHU-16	○	○						



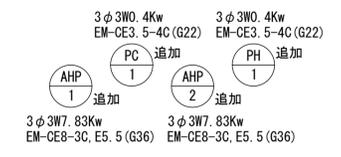
(注) 表記容量については参考数値とし別途工事の容量に合わせるものとしメーカー間による容量の多少の相違については差し支えないものとする。
(注) メーカーの違いにより発生する工事は本工事の範囲とし、空調機に適した施工を行うこと。



凡例		
記号	名称	備考
■	電灯分電盤	
■	動力制御盤	
■	制御盤	別途工事
■	ブルボックス	屋外：SUS製、屋内：鋼製
■	ハンドホール	
—	ケーブルラック	
↑ ↓	立上げ・立下げ	
—	ケーブル保護管	
—	配管配線 天井・壁隠ぺい	
---	配管配線 露出	
---	配管配線 床	
---	ケーブルころがし配線 天井	
---	配管配線 地中埋設	

注記	
1.	防火上主要な間仕切り壁を貫通する部分は、国土交通大臣認定の工法により、防火区画処理を行うこと。 図中示す区画貫通部は、下記に示す認定工法により処理を行うこと。 (ケーブルラック) ケーブルラック貫通部防火処置材 (壁ケーブルラック部) 国土交通大臣認定番号：PS060 WL-0233 ケーブル貫通部防火処置材 (壁ケーブル部) 国土交通大臣認定番号：PS060 WL-0293
2.	屋外露出配管は溶融垂れ止めつき仕上げ、塗装とする。
3.	幹線サイズは幹線設備系統図を参照する。

□ 範囲内の配線更新



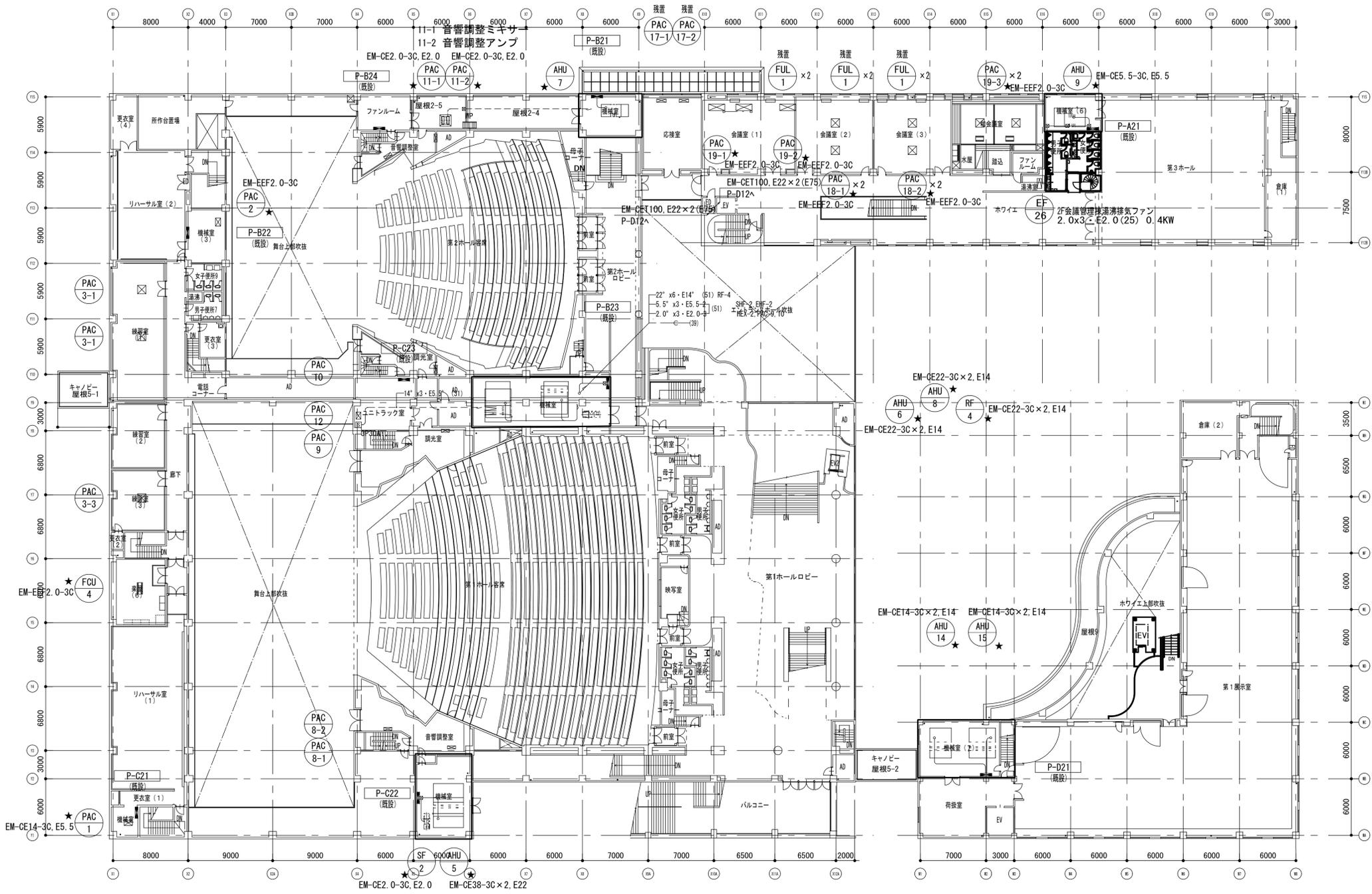
- 注記
- ★のついた機器番号は機器更新を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「追加」のついた機器番号は機器追加を示し、電気設備は新設とする。
 - 「移設」のついた機器番号は機器移設を示し、電気設備は既存ケーブルと接続を行い新設位置まで配管・ケーブルの新設とする。

1階平面図 1/250

履歴 完成図作成 (施工者名) 完成図承諾 管理技術者 担当者	法適合確認 構造設計一級建築士 監理者 担当者	法適合確認 構造設計一級建築士 監理者 担当者	製作日 2023. 3. 31 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録 第129065号 片橋 充男	設計者 一級建築士 大臣登録 第129065号 片橋 充男	業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事 業務契約コード 108188-02	図面番号 E-006	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
---	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	--	--	--	----------------------	--

縮尺
A1=1:250
A3=1:500

図面名称
(改修) 幹線・動力設備
1階 平面図



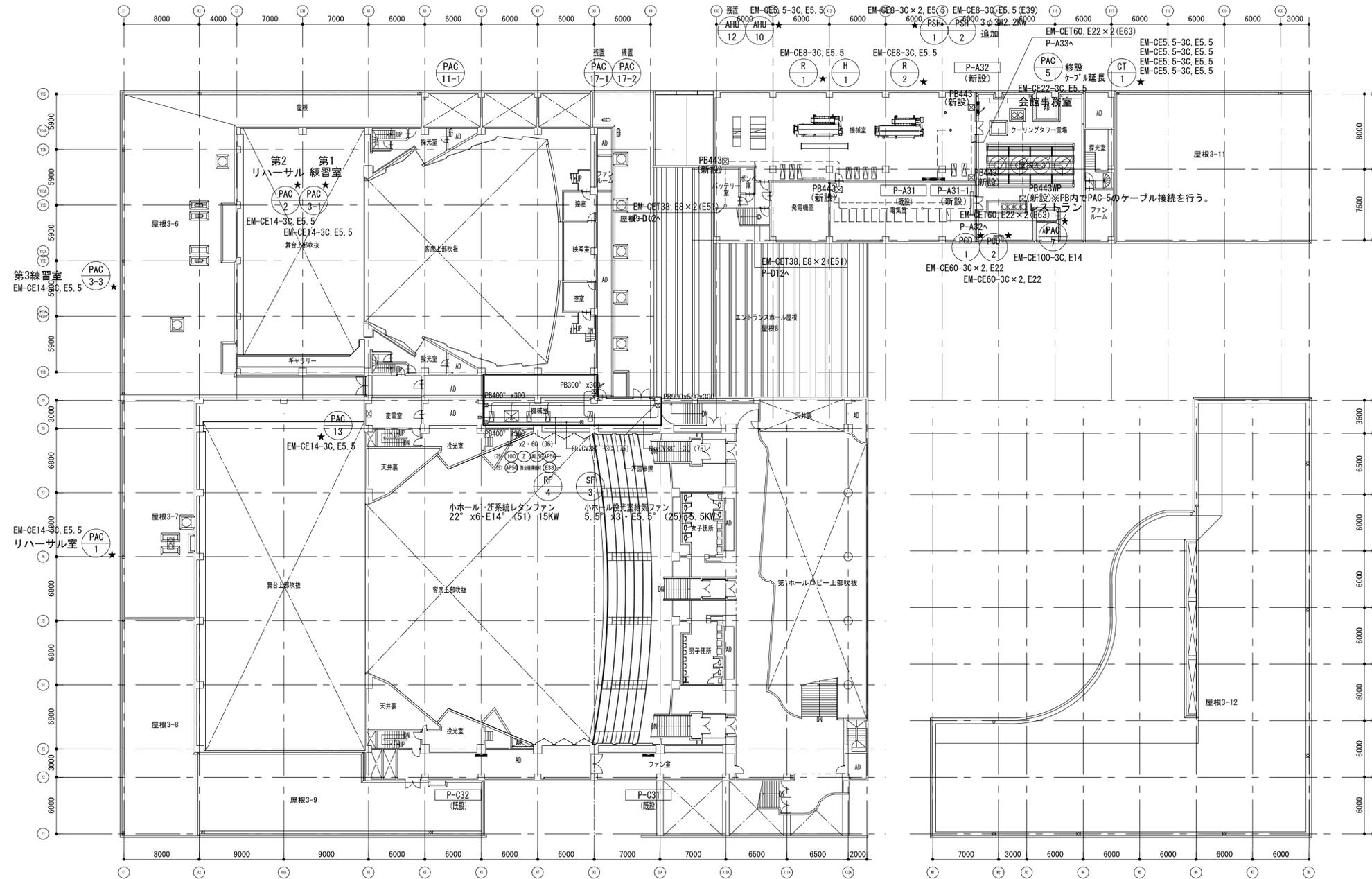
□ 範囲内の配線更新

- 注記
- ★のついた機器番号は機器更新を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替とする。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替とする。
 - 「追加」のついた機器番号は機器追加を示し、電気設備は新設とする。
 - 「移設」のついた機器番号は機器移設を示し、電気設備は既存ケーブルと接続を行い新設置まで配管・ケーブルの新設とする。

2階平面図 1/250

履歴 完成図作成 (施工者名) 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2023. 3. 31 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男	設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 担当者 祐植 和人・米田 周平	業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事 図面名称 (改修) 幹線・動力設備 2階 平面図	業務契約コード 108188-02 縮尺 A1=1:250 A3=1:500	図面番号 E-007	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
--	---------------------------	---	---	-----------------------------	--	--	--	--	----------------------	--

EM-CE100-3C, E22 EM-CE8-3C, E5.5 EM-CE8-3C, E5.5
 EM-CE100-3C, E22 EM-CE100-3C, E22 EM-CE8-3C, E5.5 EM-CE8-3C, E5.5

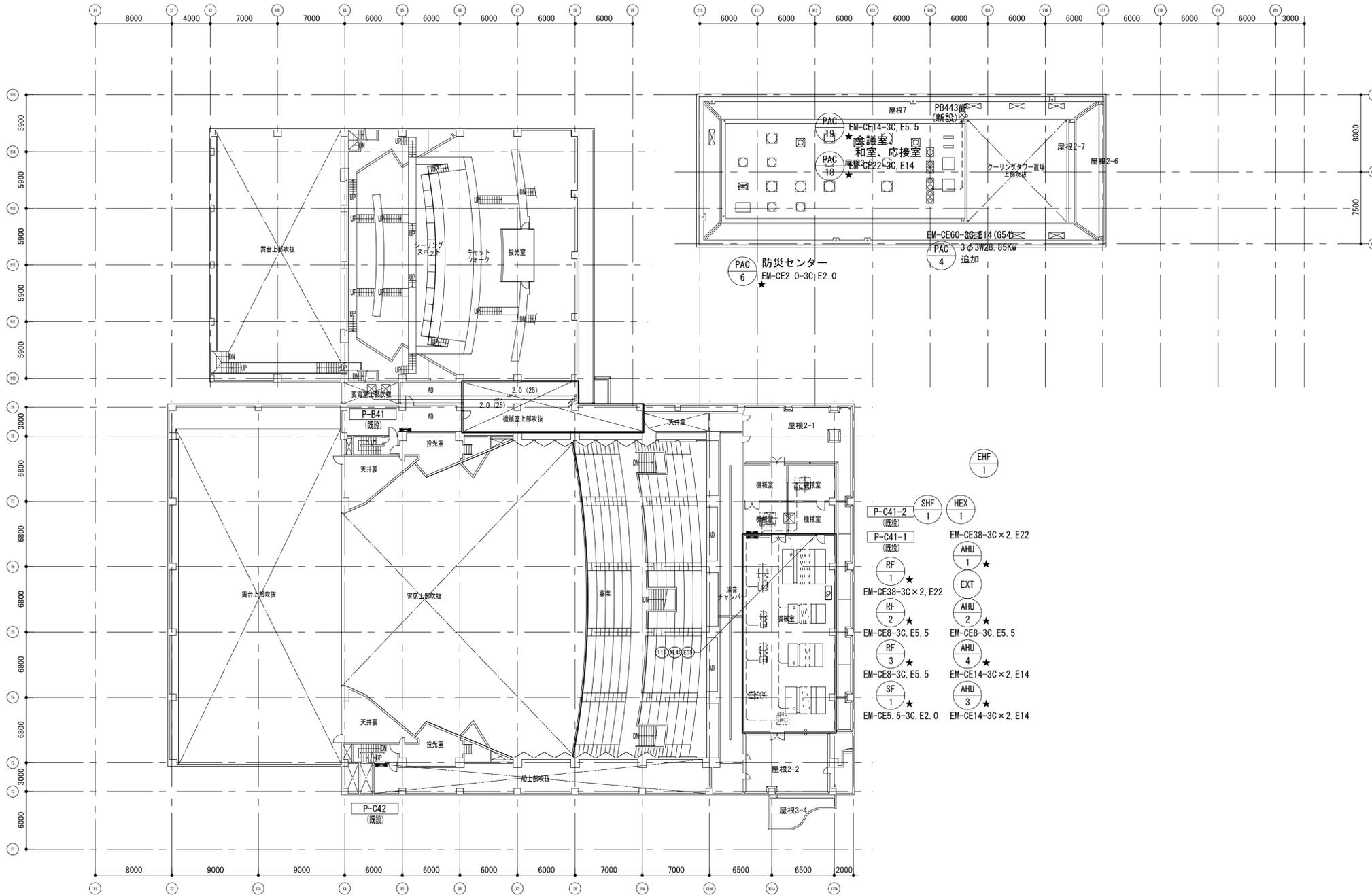


□ 範囲内の配線更新

- 注記
- ★のついた機器番号は機器更新を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「追加」のついた機器番号は機器追加を示し、電気設備は新設とする。
 - 「移設」のついた機器番号は機器移設を示し、電気設備は既存ケーブルと接続を行い新設位置まで配管・ケーブルの新設とする。

3層平面図 1/250

完成図作成(施工者名) 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認 構造設計一級建築士 証文付番号 未図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 証文付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証文付番号 未図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 証文付番号	製作日 2023. 3. 31 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 日付	設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 担当者 柘植 和人・米田 周平	業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事 図面名称 (改修) 幹線・動力設備 3階 平面図	業務契約コード 108188-02 縮尺 A1=1:250 A3=1:500	図面番号 E-008	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
-----------------------------------	---------------------------	---	---	-----------------------------	--	--	--	--	----------------------	--

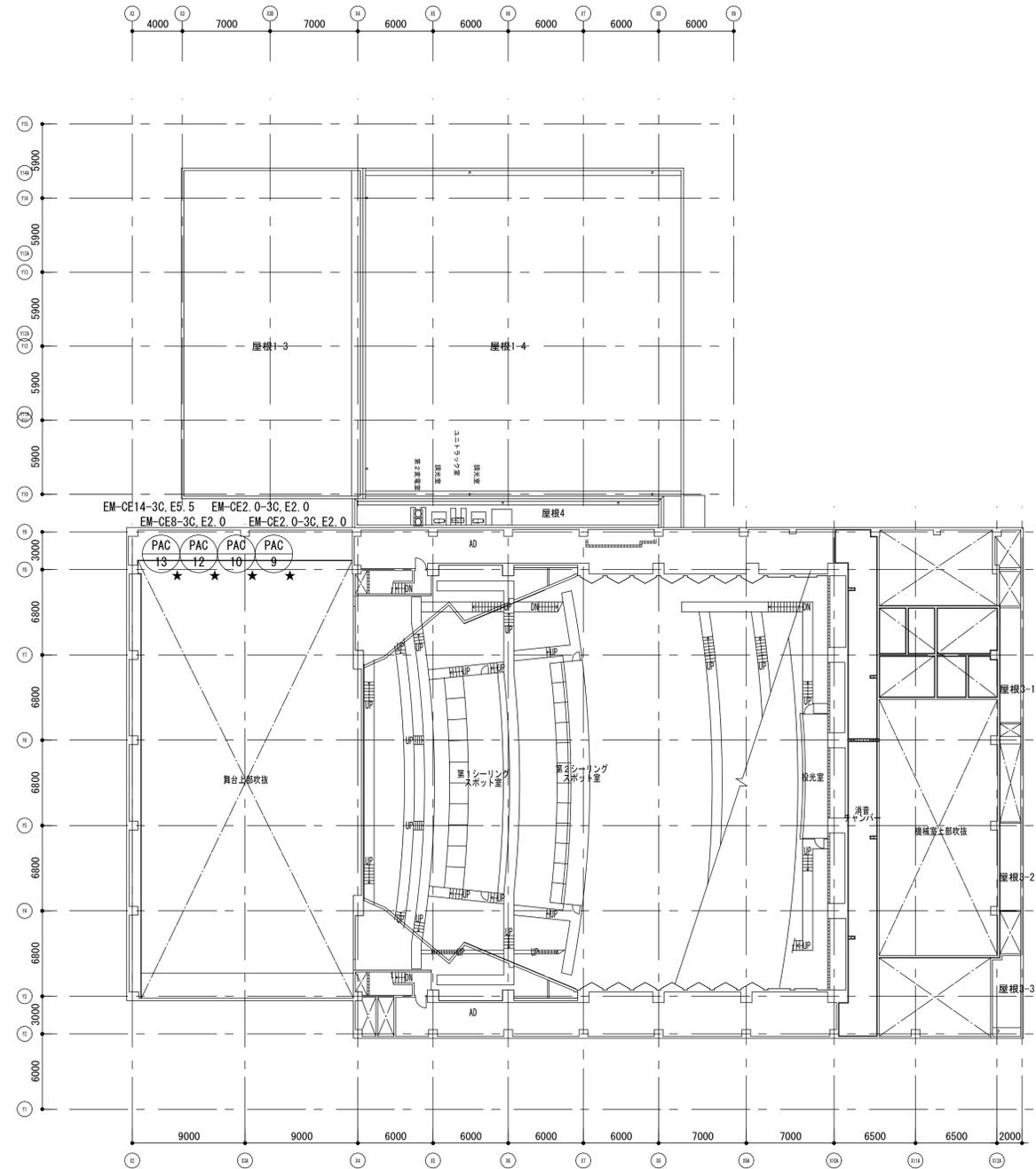


□ 範囲内の配線更新

- 注記
- ★のついた機器番号は機器更新を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「追加」のついた機器番号は機器追加を示し、電気設備は新設とする。
 - 「移設」のついた機器番号は機器移設を示し、電気設備は既存ケーブルと接続を行い新設位置まで配管・ケーブルの新設とする。

4階平面図 1/250

履歴 設計者 一級建築士 監理者 一級建築士 担当者 一級建築士	完成図作成(施工者名) 日付 監理者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 証文付番号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 証文付番号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2023. 3. 31 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男	設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 担当者 柘植 和人・米田 周平	業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事 図面名称 (改修) 幹線・動力設備 4階 平面図	業務契約コード 108188-02 縮尺 A1=1:250 A3=1:500	図面番号 E-009	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
--	--	----------------------------------	---	---	---	---	---	--	--	----------------------	---



□ 範囲内の配線更新

- 注記
- ★のついた機器番号は機器更新を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を示し、電気設備はケーブルを5m延長し接続替えとする。
 - 「追加」のついた機器番号は機器追加を示し、電気設備は新設とする。
 - 「移設」のついた機器番号は機器移設を示し、電気設備は既存ケーブルと接続を行い新設置まで配管・ケーブルの新設とする。

履歴	完成図作成(施工者名)	完成図承諾
日付	日付	日付
管理技術者	監理者	
担当者	担当者	

法適合確認 構造設計一級建築士 証文付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証文付番号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 証文付番号	設備設計一級建築士 証文付番号

製作日
2023. 3. 31
ファイル名

代表設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

業務名称
文化会館空調設備ほか更新工事

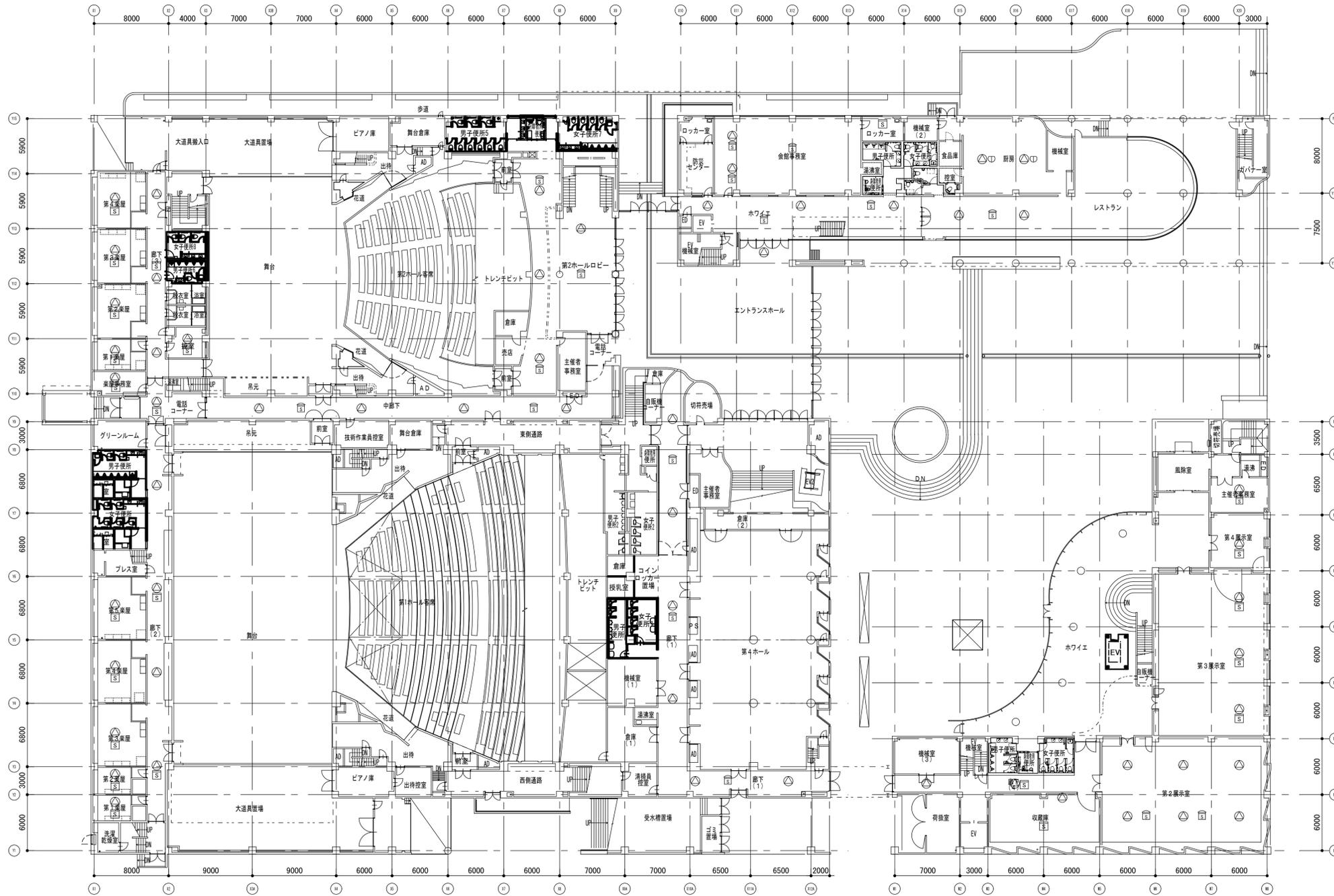
業務契約コード
108188-02

図面番号
E- 010

管理建築士
一級建築士
大臣登録 第259976号
岡野 俊二

図面名称
(改修)幹線・動力設備
R階 平面図

縮尺
A1=1:250
A3=1:500

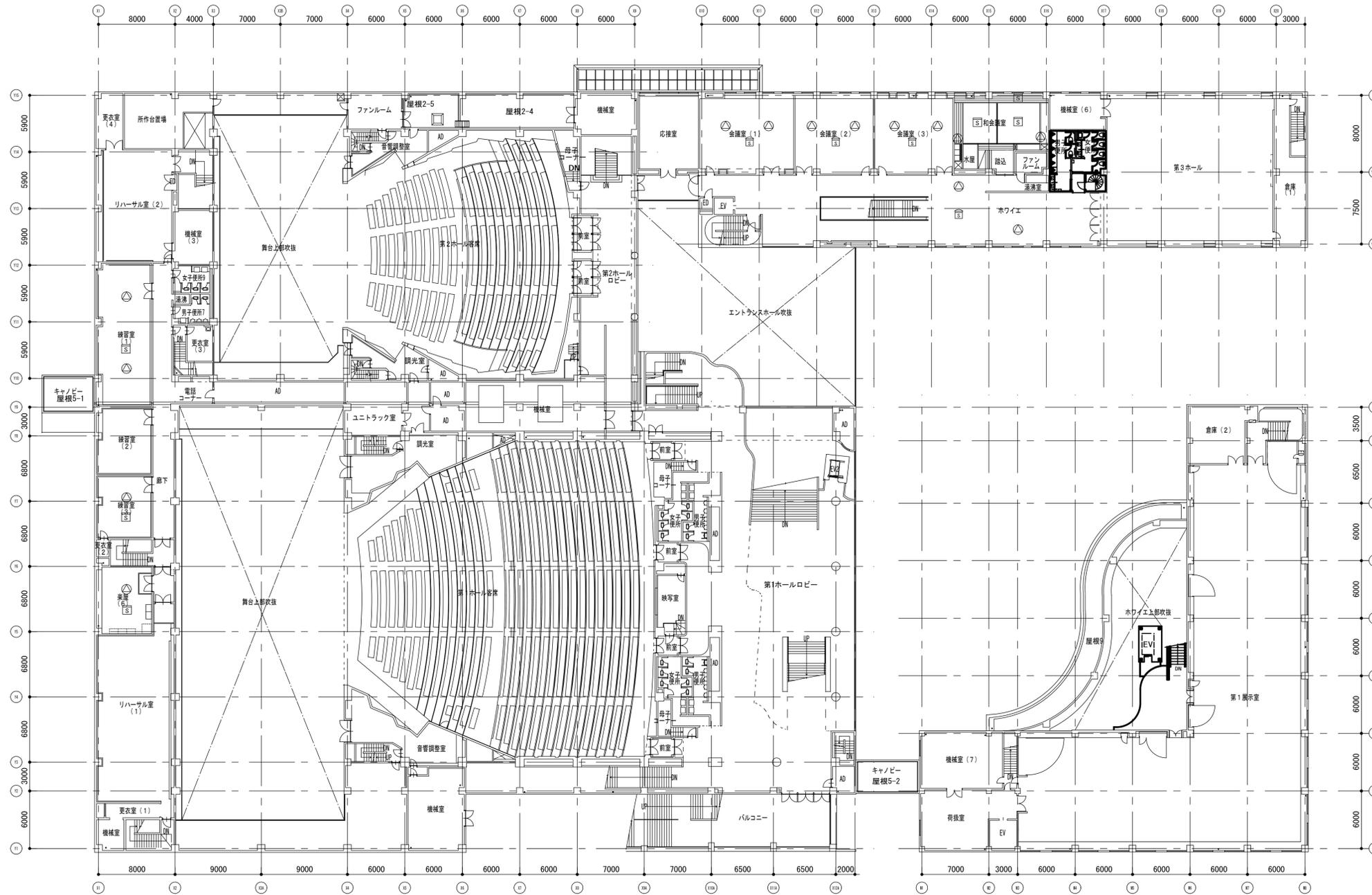


1階平面図 1/250

凡例

記号	名称	備考
△	スピーカー	撤去・新設
□ ○ ▽	感知器	撤去・新設

- (注記)
1. 機器は撤去・新設とし、配線は既存利用とする。
 2. スピーカー更新に伴う放送アンプの調整を行うこと。
 3. 感知器更新に伴う受信機の調整を行うこと。



2階平面図 1/250

完成図作成 (施工者名)	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

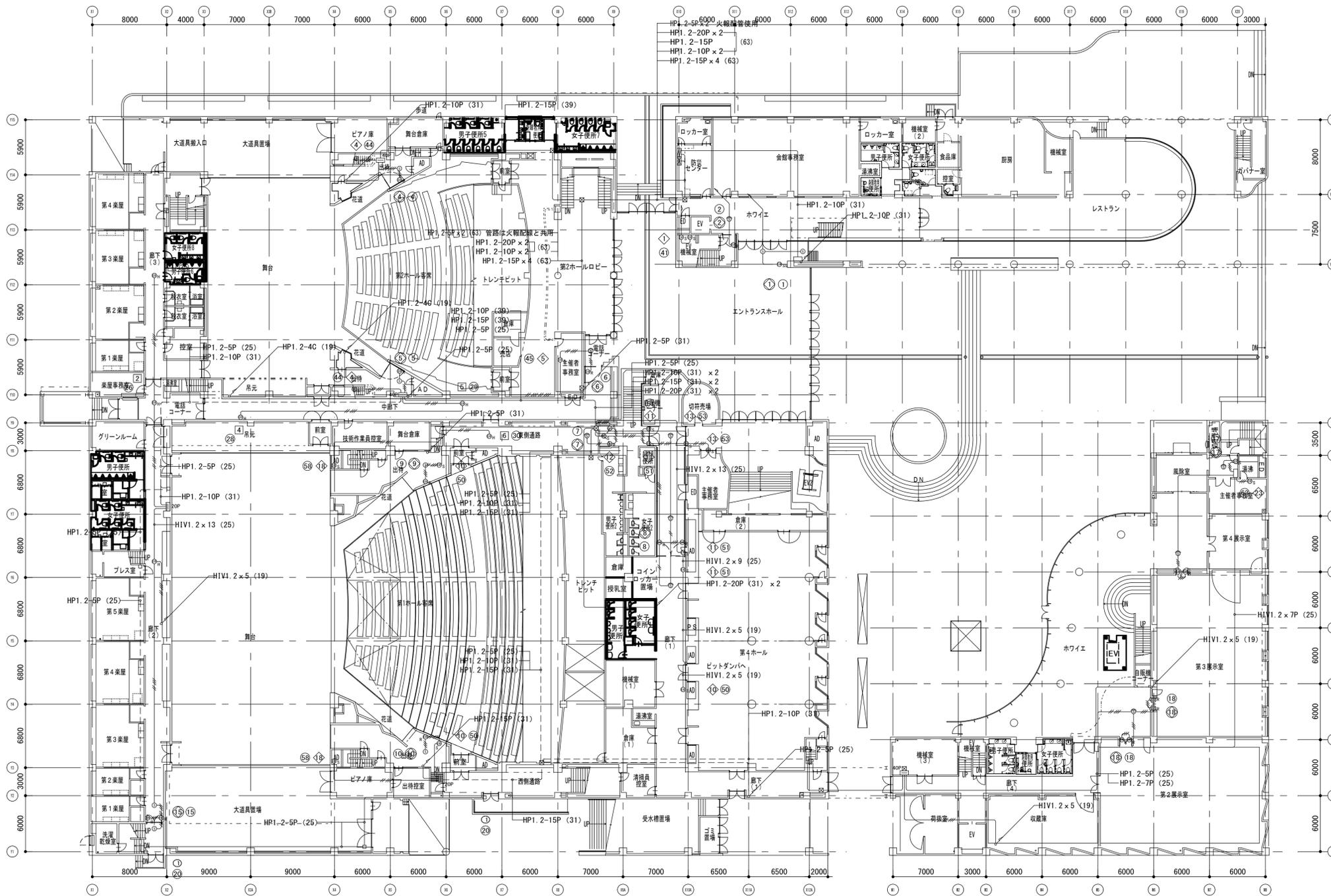
法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号
本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 証交付番号

製作日
2023. 3. 31
ファイル名

代表設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男	設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男
日付	担当者 柘植 和人・米田 周平

業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事	業務契約コード 108188-02
図面名称 (改修) コンセント・弱電設備 2階 平面図	縮尺 A1=1:250 A3=1:500

図面番号 E-102	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
---------------	--

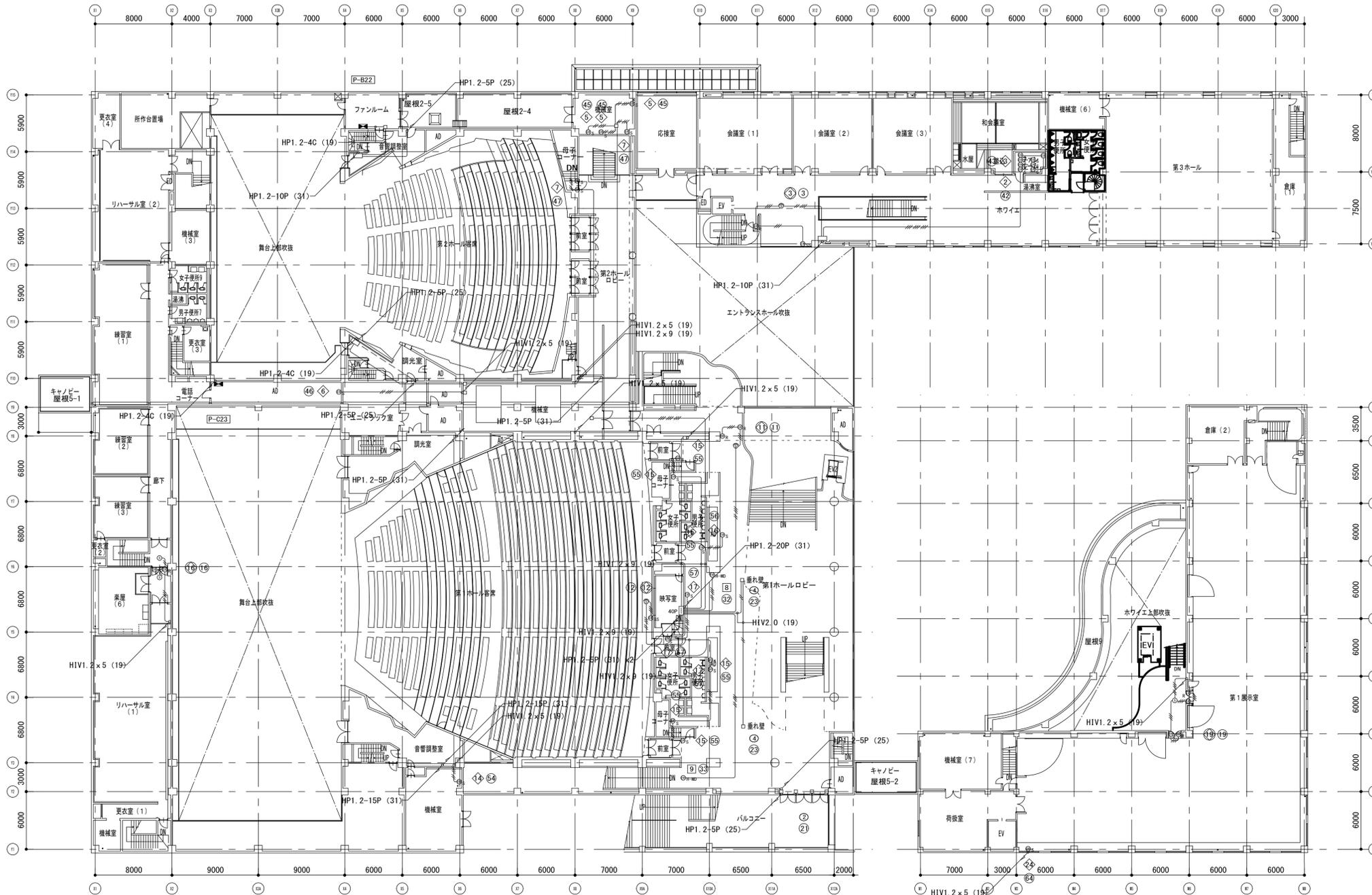


1階平面図 1/250

記号	名称	備考
OR	OR型受信機	
⑤	煙感知器 3種	
⑥	煙感知器 3種 埋込	
⑦SS	電磁レリーズ 防火排煙シャッター	
⑧R	電磁レリーズ 防火戸	
⑨S	電磁レリーズ 排煙SFDダンパー	
⑩H	電磁レリーズ 非常排煙口	
⑪-M	電磁レリーズ 非常排煙口、モーター復帰	
⑫	警報区域番号 排煙口	
⑬	警報区域番号 SFDダンパー	
⑭	警報区域番号 防火戸、シャッター	
⑮	警報区域番号 垂れ壁	
⑯	警報区域番号	

図中記入なき配線は下記とする

----	HIV1.2x2 (19)
----	HIV1.2x3 (19)
----	HIV1.2x4 (19)
----	HIV1.2x5 (19)
----	HIV1.2x9 (19)
----	HIV1.2x10 (19)
----	HIV1.2x13 (25)
----	HP1.2-5P (25)
----	HP1.2-7P (25)
----	HP1.2-10P (31)
----	HP1.2-15P (31)



2階平面図 1/250

履歴	完成図作成 (施工者名)	完成図承諾
日付	日付	日付
管理技術者	監理者	監理者
担当者	担当者	担当者

法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号	法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号
本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日
2023. 3. 31
ファイル名

代表設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

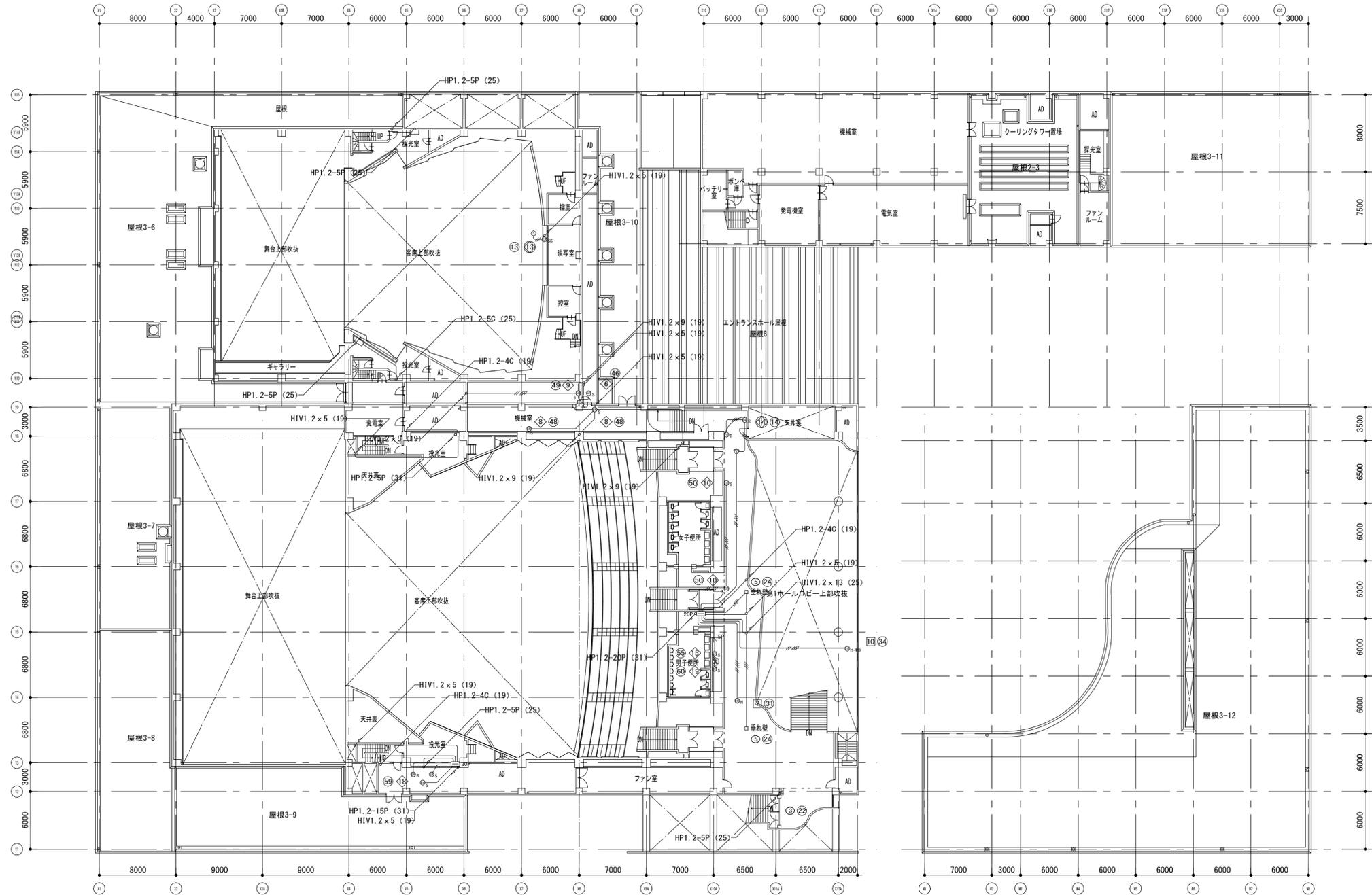
設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

業務名称
文化会館空調設備ほか更新工事
図面名称
(改修) 自動火災報知設備
2階 平面図

業務契約コード
108188-02
縮尺
A1=1:250
A3=1:500

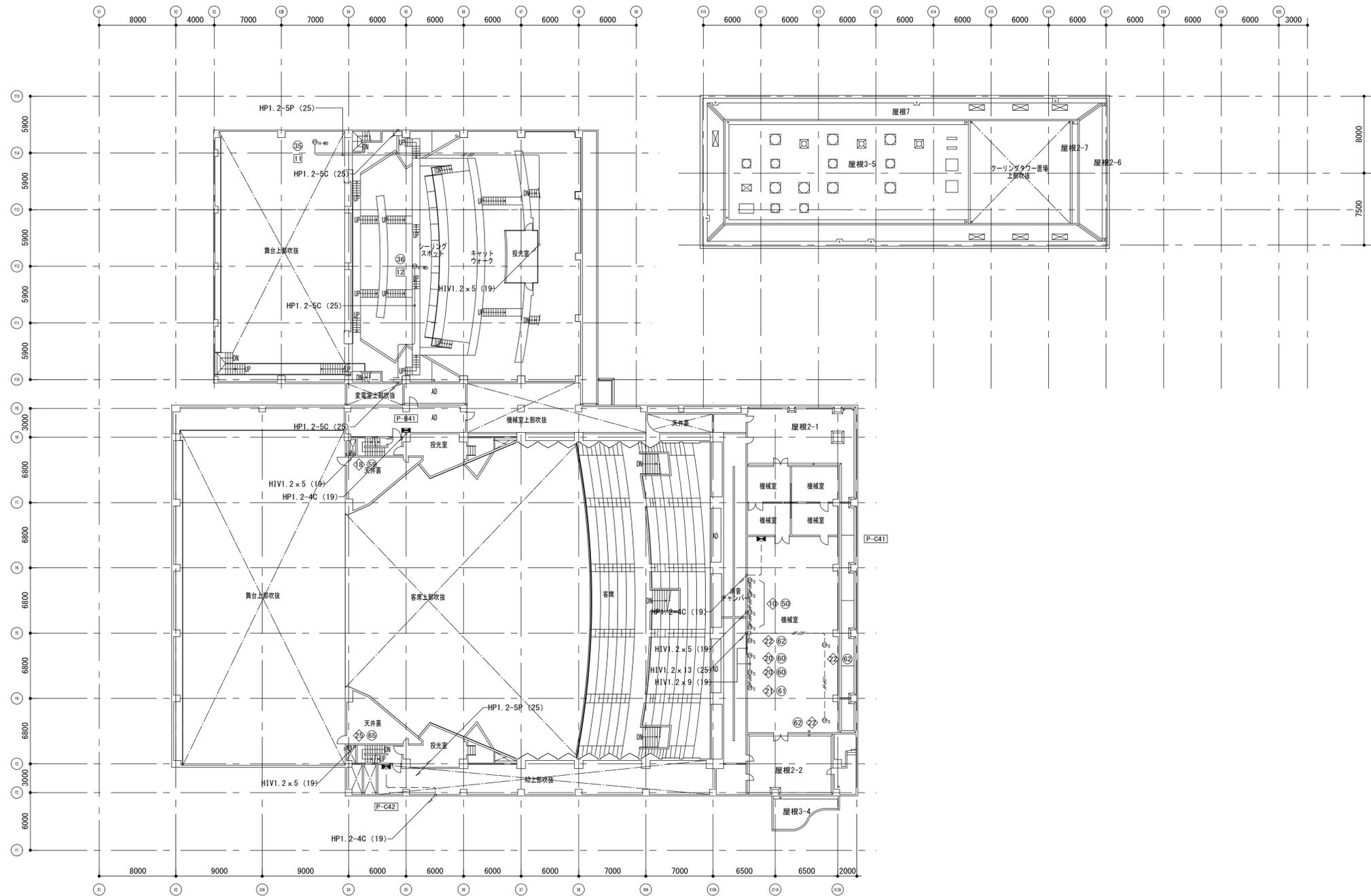
図面番号
E-203

管理建築士
一級建築士
大臣登録 第259976号
岡野 俊二



3階平面図 1/250

履歴 完成図作成 (施工者名) 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 証交付番号	製作日 2023. 3. 31 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 日付	設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 担当者 柘植 和人・米田 周平	業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事 図面名称 (改修) 自動火災報知設備 3階 平面図	業務契約コード 108188-02 縮尺 A1=1:250 A3=1:500	図面番号 E-204	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
--	---------------------------	---	---	-----------------------------	--	--	---	--	---------------	--



4階平面図 1/250

履歴	完成図作成 (施工者名)	完成図承諾
日付	日付	日付
管理技術者	監理者	監理者
担当者	担当者	担当者

法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号
本書 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本書 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 証交付番号

製作者
2023. 3. 31
ファイル名

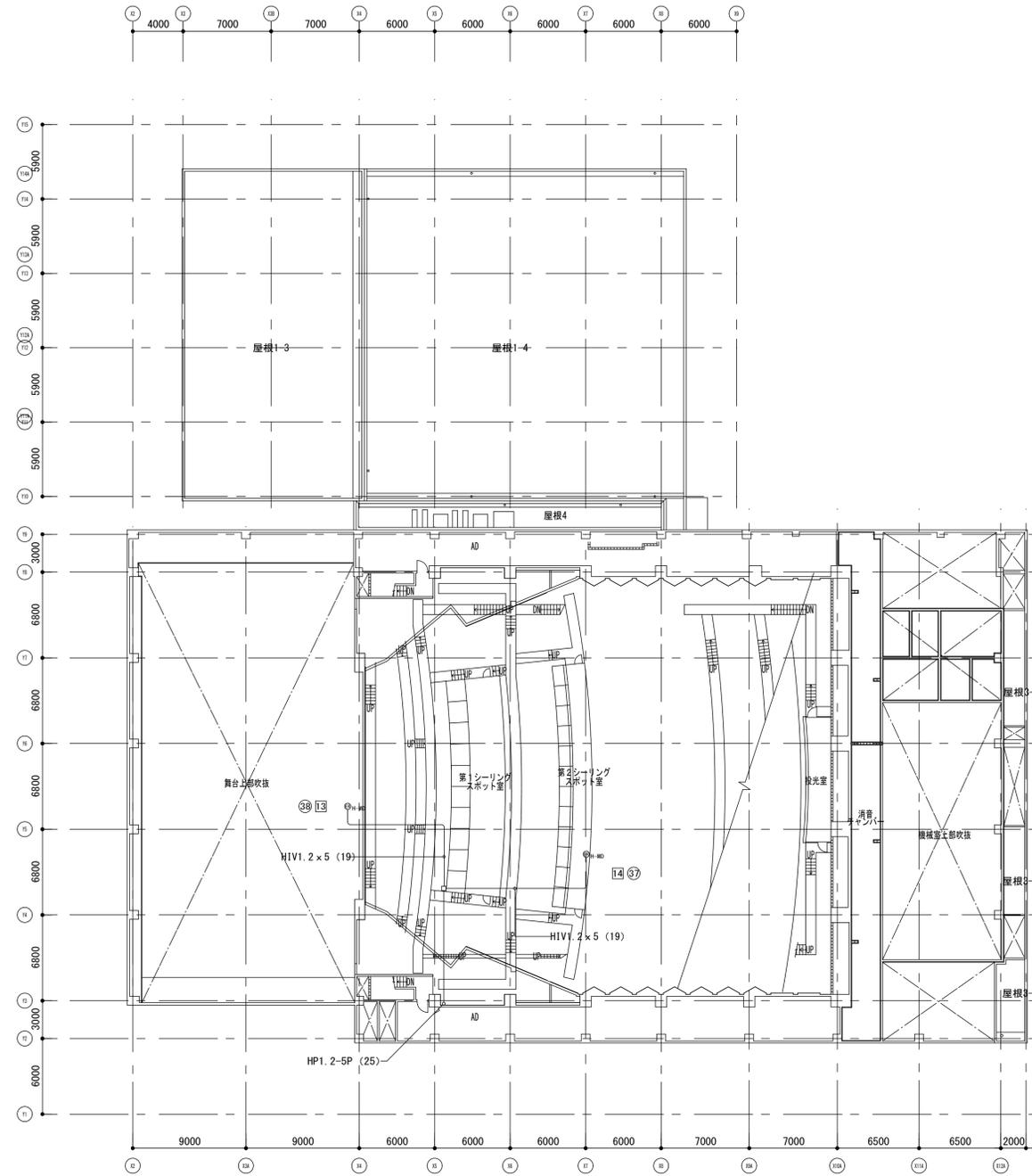
代表設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

業務名称
文化会館空調設備ほか更新工事
(改修) 自動火災報知設備
4階 平面図

業務契約コード
108188-02
縮尺
A1 = 1 : 250
A3 = 1 : 500

図面番号
E-205
管理建築士
一級建築士
大臣登録 第259976号
岡野 俊二



履歴 日付 管理技術者 担当者	完成図作成 (施工者名) 日付 監理者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者
--------------------------	----------------------------------	---------------------------

法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2023. 3. 31 ファイル名
---	---	------------------------------------

代表設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男	設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男	業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事 図面名称 (改修) 自動火災報知設備 R階 平面図
--	--	---

業務契約コード 108188-02	縮尺 A1=1:250 A3=1:500
-----------------------------	----------------------------

図面番号 E-206	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
----------------------	--

▽RF

▽5F

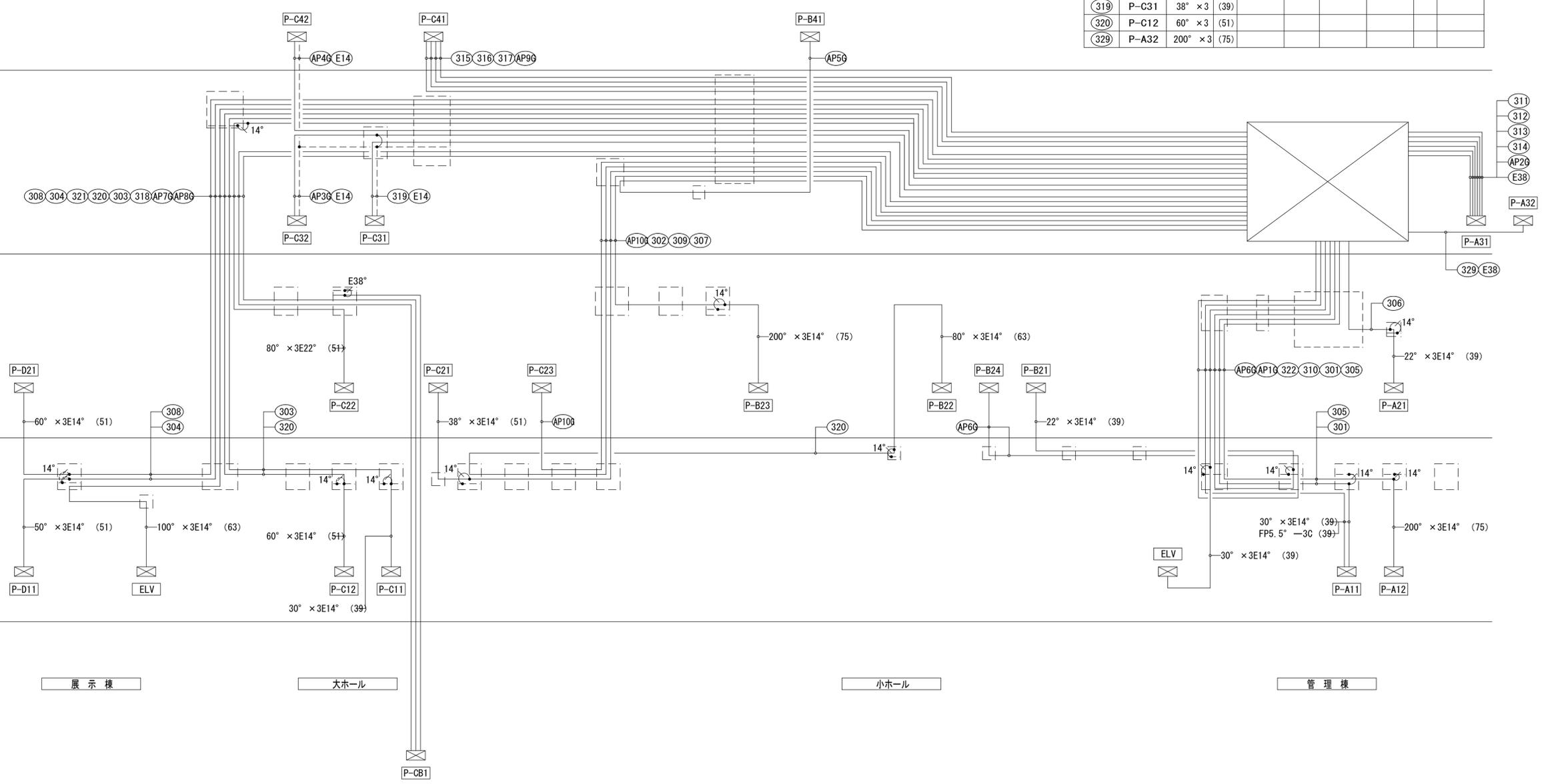
▽4F

▽3F

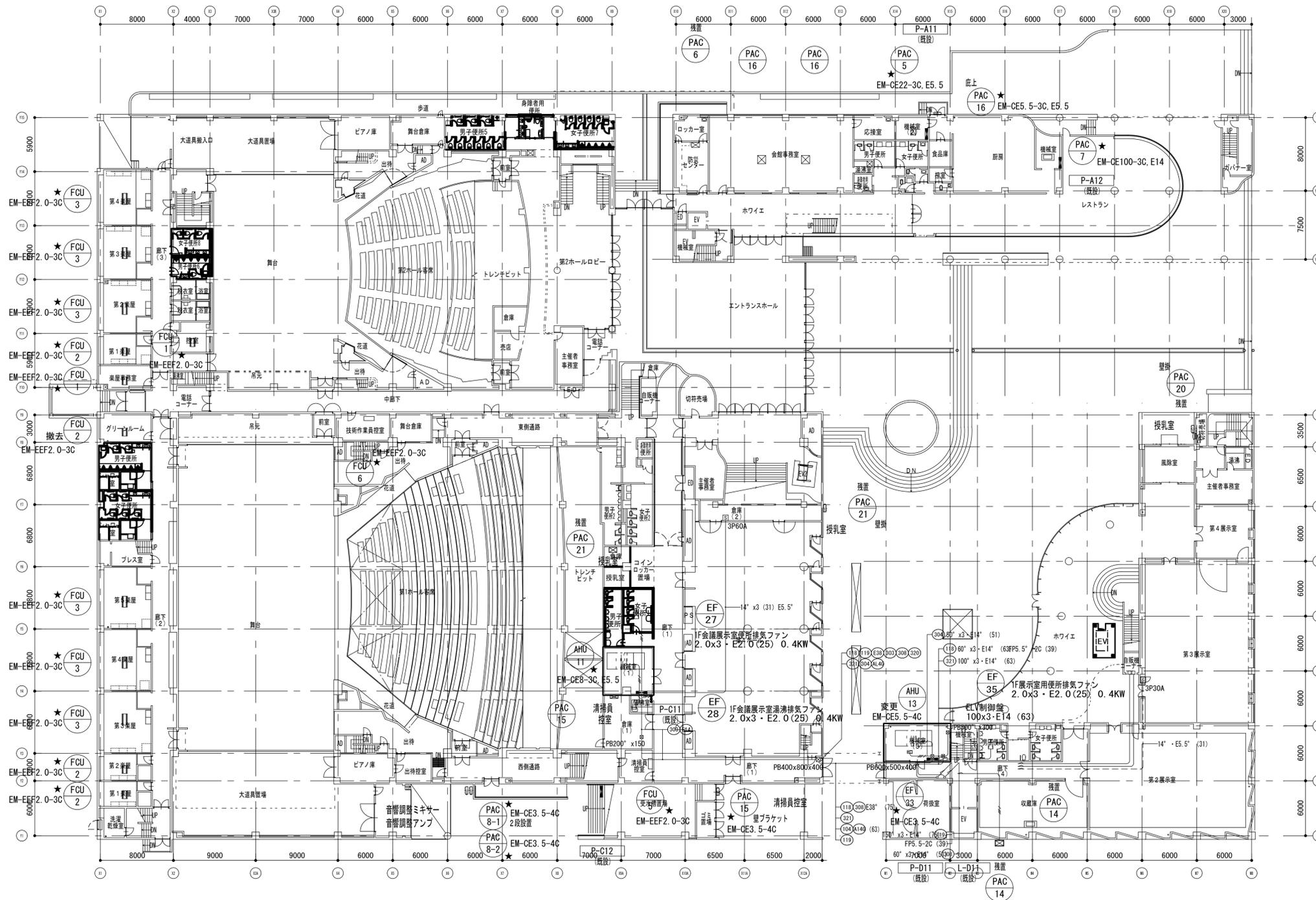
▽2F

▽1F

▽B1F



負荷記号	負荷名称	配管サイズ	配管	備考	負荷記号	負荷名称	配管サイズ	配管	備考
(301)	P-A11	30° x 3	(39)		(321)	ELV	100° x 3	(63)	
(302)	P-B22	80° x 3	(51)		(322)	ELV	30° x 3	(39)	
(303)	P-C11	30° x 3	(39)		Z	DC操作	30° x 2	(39)	
(304)	P-D11	50° x 3	(51)		(AP10)	P-A11	FP5.5° -3C	(39)	
(305)	P-A12	200° x 3	(75)		(AP20)	P-A31	FP5.5° -3C	(39)	
(306)	P-A21	22° x 3	(51)		(AP30)	P-C32	FP38° -3C	(51)	
(307)	P-B23	200° x 3	(39)		(AP40)	P-C42	FP22° -3C	(51)	
(308)	P-D21	60° x 3	(31)		(AP50)	P-B41	FP8° -3C	(39)	
(309)	P-C21	38° x 3	(31)		(AP60)	P-B24	FP8° -3C	(39)	
(310)	P-B21	22° x 3	(75)		(AP70)	P-CB1	FP100° -3C	(75)	
(311)	P-A31	22° x 3	(51)		(AP80)	P-CB1	FP100° -3C	(75)	
(312)	P-A31	150° x 3	(75)		(AP90)	P-C41	FP30° -3C	(51)	
(313)	P-A31	80° x 3	(51)		(AP100)	P-C23	FP8° -3C	(39)	
(314)	P-A31	200° x 3	(75)						
(315)	P-C41	60° x 3	(51)						
(316)	P-C41	150° x 3	(75)						
(317)	P-C41	80° x 3	(51)						
(318)	P-C22	80° x 3	(51)						
(319)	P-C31	38° x 3	(39)						
(320)	P-C12	60° x 3	(51)						
(329)	P-A32	200° x 3	(75)						

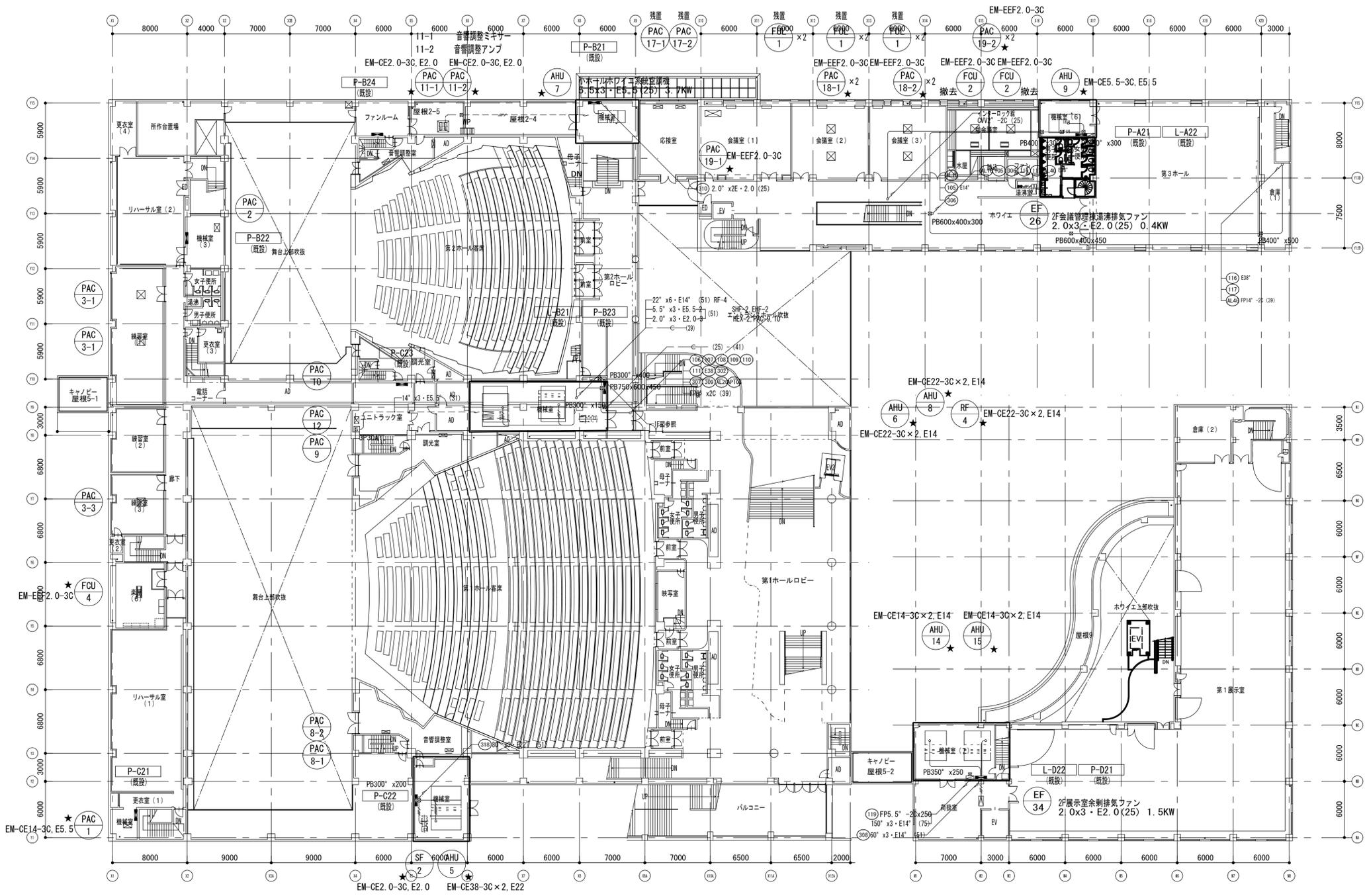


□ 範囲内の配線更新

- 注記
- ★のついた機器番号は機器撤去に伴い、ケーブル取外し同位置で端末処理を行い保管し、機器接続時に再利用を行う。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を行うが、ケーブルは再利用する為、同上の対応を行う。
 - 「撤去」のついた機器番号は機器撤去する。ケーブルは残置、端末処理とし開閉器側も取外し端末処理を行う。

1階平面図 1/250

<p>履歴</p> <p>完成図作成 (施工者名)</p> <p>管理技術者</p> <p>担当者</p>	<p>完成図承諾</p> <p>日付</p> <p>監理者</p> <p>担当者</p>	<p>法適合確認欄</p> <p>構造設計一級建築士</p> <p>証交付番号</p> <p>本図 (仕様が) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。</p> <p>構造設計一級建築士</p> <p>証交付番号</p>	<p>法適合確認欄</p> <p>設備設計一級建築士</p> <p>証交付番号</p> <p>本図 (仕様が) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。</p> <p>設備設計一級建築士</p> <p>証交付番号</p>	<p>製作日</p> <p>2023. 3. 31</p> <p>ファイル名</p>	<p>代表設計者</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第129065号</p> <p>片橋 充男</p> <p>日付</p>	<p>設計者</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第129065号</p> <p>片橋 充男</p> <p>担当者</p> <p>片橋 和人・米田 周平</p>	<p>業務名称</p> <p>文化会館空調設備ほか更新工事</p> <p>業務契約コード</p> <p>108188-02</p> <p>図面名称</p> <p>(撤去) 幹線・動力設備</p> <p>1階 平面図</p>	<p>図面番号</p> <p>EK-005</p> <p>管理建築士</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第259976号</p> <p>岡野 俊二</p>	<p>縮尺</p> <p>A1=1:250</p> <p>A3=1:500</p>
---	--	---	---	--	---	---	---	---	---

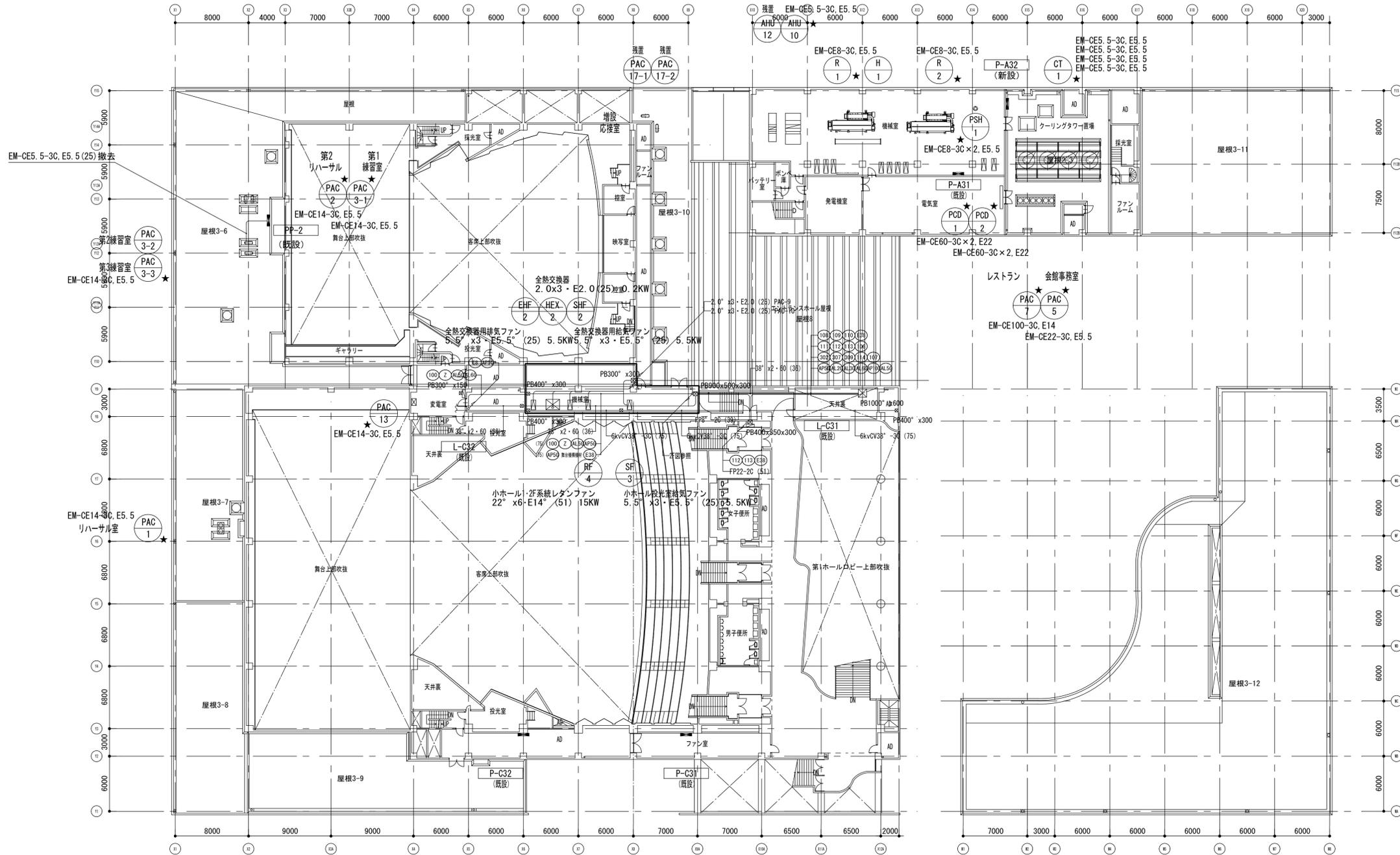


2階平面図 1/250

- 注記
- ★のついた機器番号は機器撤去に伴い、ケーブル取外し同位置で端末処理を行い保管し、機器接続時に再利用を行う。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を行うが、ケーブルは再利用する為、同上の対応を行う。
 - 「撤去」のついた機器番号は機器撤去する。ケーブルは残置、端末処理とし開閉器側も取外し端末処理を行う。

<p>履歴</p> <p>完成図作成 (施工者名)</p> <p>管理技術者</p> <p>担当者</p>	<p>完成図承諾</p> <p>日付</p> <p>監理者</p> <p>担当者</p>	<p>法適合確認</p> <p>構造設計一級建築士</p> <p>監理者</p> <p>構造設計一級建築士</p> <p>監理者</p>	<p>法適合確認</p> <p>設備設計一級建築士</p> <p>監理者</p> <p>設備設計一級建築士</p> <p>監理者</p>	<p>製作日</p> <p>2023. 3. 31</p> <p>ファイル名</p>	<p>代表設計者</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第128065号</p> <p>片橋 充男</p>	<p>設計者</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第128065号</p> <p>片橋 充男</p>	<p>業務名称</p> <p>文化会館空調設備ほか更新工事</p> <p>業務契約コード</p> <p>108188-02</p>	<p>図面番号</p> <p>EK-006</p>	<p>管理建築士</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第259976号</p> <p>岡野 俊二</p>
---	--	--	--	--	---	---	---	---------------------------	---

EM-CE100-3C, E22 EM-CE8-3C, E5.5 EM-CE8-3C, E5.5
EM-CE100-3C, E22 EM-CE100-3C, E22 EM-CE8-3C, E5.5 EM-CE8-3C, E5.5

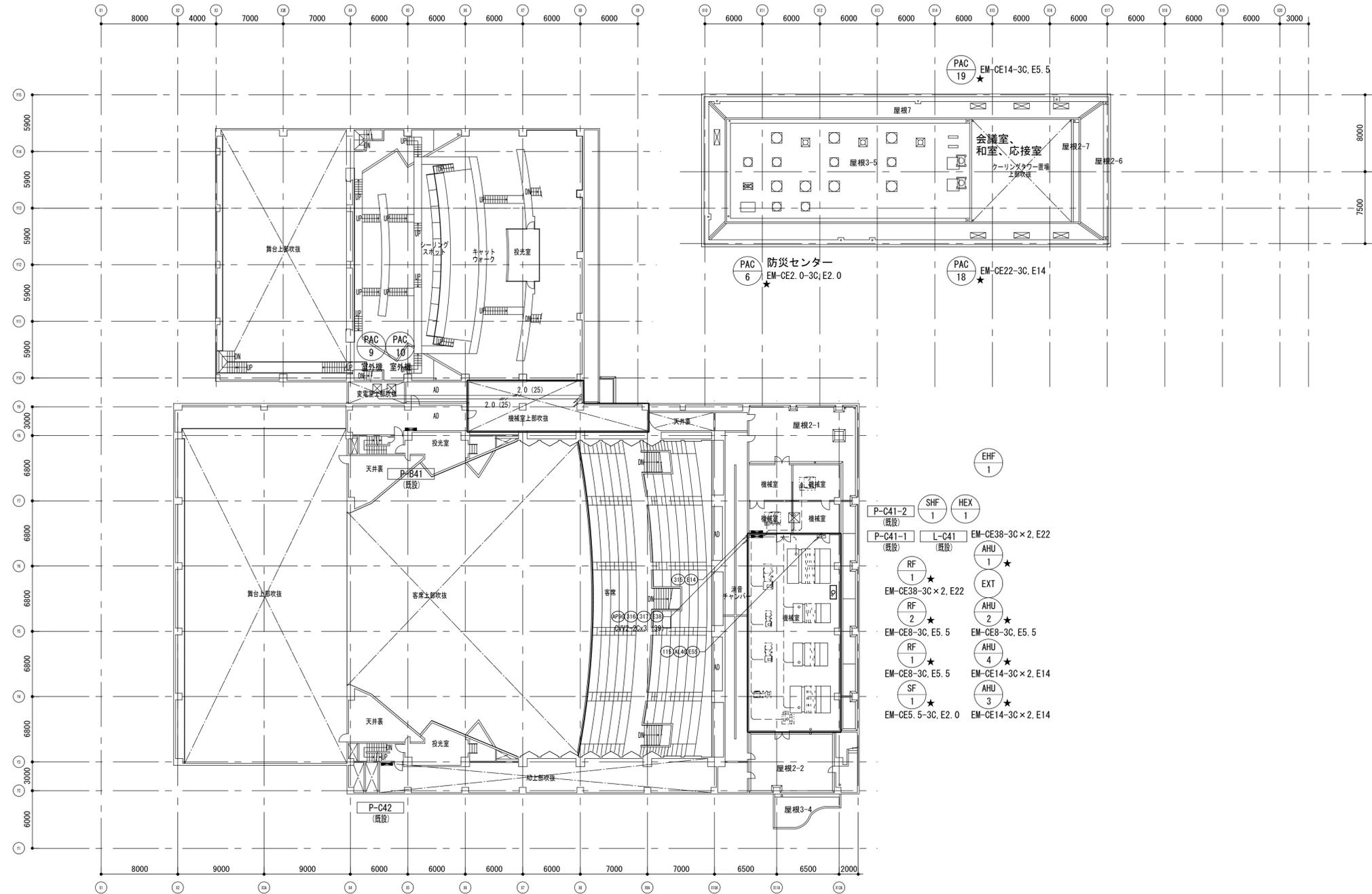


3階平面図 1/250

- 注記
- ★のついた機器番号は機器撤去に伴い、ケーブル取外し同位置で端末処理を行い保管し、機器接続時に再利用を行う。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を行うが、ケーブルは再利用する為、同上の対応を行う。
 - 「撤去」のついた機器番号は機器撤去する。ケーブルは残置、端末処理とし開閉器側も取外し端末処理を行う。

<p>履歴</p> <p>完成図作成 (施工者名)</p> <p>管理技術者</p> <p>担当者</p>	<p>完成図承諾</p> <p>日付</p> <p>監理者</p> <p>担当者</p>	<p>法適合確認欄</p> <p>構造設計一級建築士</p> <p>証文付番号</p> <p>本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。</p> <p>構造設計一級建築士</p> <p>証文付番号</p>	<p>法適合確認欄</p> <p>設備設計一級建築士</p> <p>証文付番号</p> <p>本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。</p> <p>設備設計一級建築士</p> <p>証文付番号</p>	<p>製作日</p> <p>2023. 3. 31</p> <p>ファイル名</p>	<p>代表設計者</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第129065号</p> <p>舟橋 充男</p> <p>日付</p>	<p>設計者</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第129065号</p> <p>舟橋 充男</p> <p>担当者</p> <p>柘植 和人・米田 周平</p>	<p>業務名称</p> <p>文化会館空調設備ほか更新工事</p> <p>業務契約コード</p> <p>108188-02</p> <p>図面名称</p> <p>(撤去) 幹線・動力設備</p> <p>3階 平面図</p>	<p>図面番号</p> <p>EK-007</p>	<p>管理建築士</p> <p>一級建築士</p> <p>大臣登録 第259976号</p> <p>岡野 俊二</p>
---	--	---	---	--	---	---	---	---------------------------	---

縮尺
A1: 1: 250
A3: 1: 500

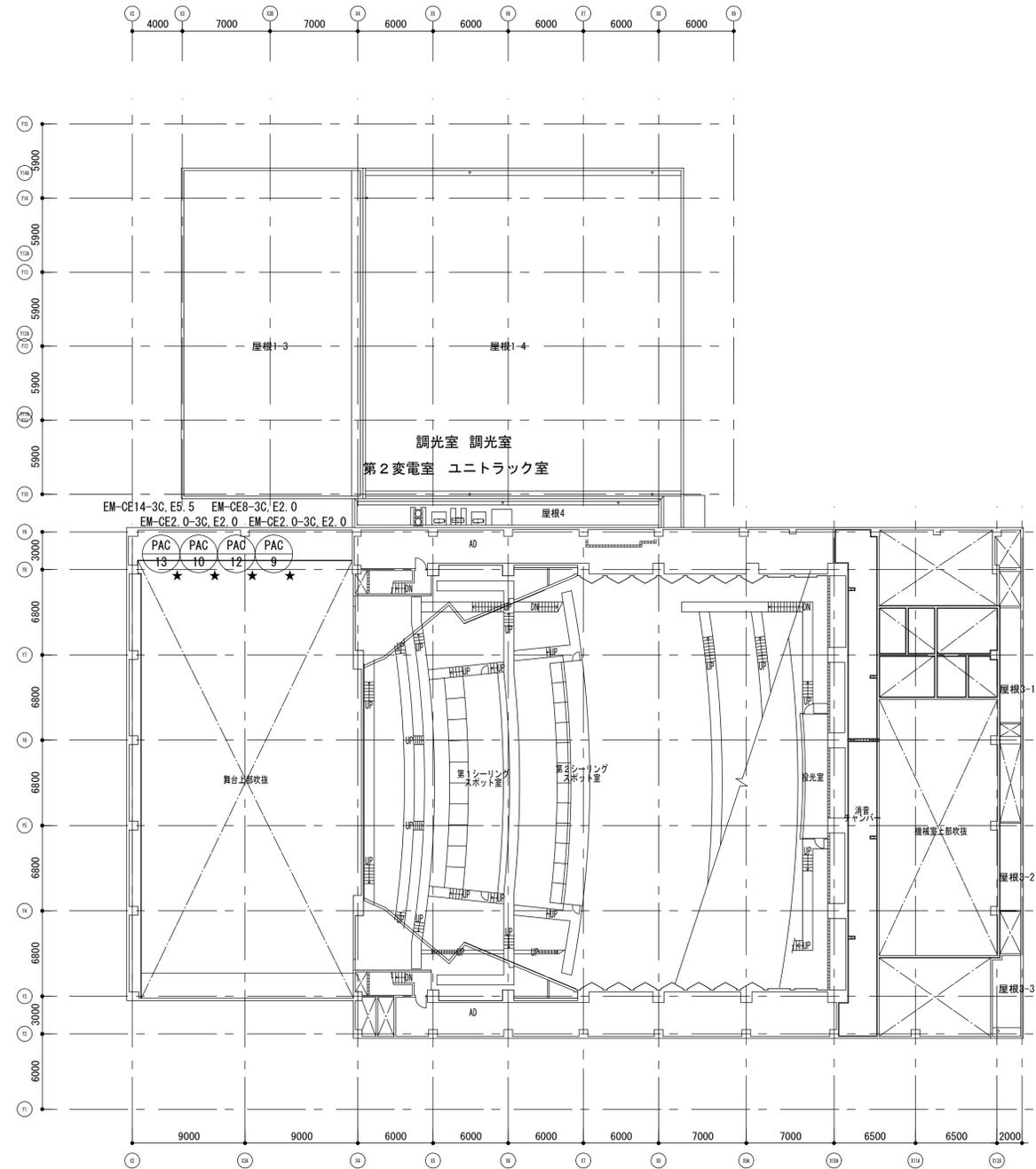


- EHF 1
- SHF 1 (既設)
- HEX 1
- P-C41-2 (既設)
- P-C41-1 (既設)
- L-C41 (既設)
- EM-CE38-3C x 2, E22
- RF 1 ★
- RF 2 ★
- EM-CE8-3C, E5.5
- RF 1 ★
- EM-CE8-3C, E5.5
- SF 1 ★
- EM-CE5.5-3C, E2.0
- AHU 1 ★
- EXT
- AHU 2 ★
- EM-CE8-3C, E5.5
- AHU 4 ★
- EM-CE14-3C x 2, E14
- AHU 3 ★
- EM-CE14-3C x 2, E14

- 注記
1. ★のついた機器番号は機器撤去に伴い、ケーブル取外し同位置で端末処理を行い保管し、機器接続時に再利用を行う。
 2. 「変更」のついた機器番号は機器変更を行うが、ケーブルは再利用する為、同上の対応を行う。
 3. 「撤去」のついた機器番号は機器撤去する。ケーブルは残置、端末処理とし開閉器側も取外し端末処理を行う。

4階平面図 1/250

履歴 日付 管理技術者 担当者	完成図作成 (施工者名) 日付 監理者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認 構造設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証交付番号 本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 証交付番号	製作日 2023. 3. 31 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 日付	設計者 一級建築士 大臣登録 第128065号 舟橋 充男 担当者 柘植 和人・米田 周平	業務名称 文化会館空調設備ほか更新工事 図面名称 (撤去) 幹線・動力設備 4階 平面図	業務契約コード 108188-02 縮尺 A1= 1 : 250 A3= 1 : 500	図面番号 EK-008	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
--------------------------	----------------------------------	---------------------------	---	---	-----------------------------	--	--	--	--	-----------------------	--



- 注記
- ★のついた機器番号は機器撤去に伴い、ケーブル取外し同位置で端末処理を行い保管し、機器接続時に再利用を行う。
 - 「変更」のついた機器番号は機器変更を行うが、ケーブルは再利用する為、同上の対応を行う。
 - 「撤去」のついた機器番号は機器撤去する。ケーブルは残置、端末処理とし開閉器側も取外し端末処理を行う。

履歴	完成図作成 (施工者名)	完成図承諾
日付	日付	日付
管理技術者	監理者	
担当者	担当者	

法適合確認 構造設計一級建築士 証文付番号	法適合確認 設備設計一級建築士 証文付番号
本図 (仕様書) に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図 (仕様書) に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 証文付番号	設備設計一級建築士 証文付番号

製作日
2023. 3. 31
ファイル名

代表設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

設計者
一級建築士
大臣登録 第128065号
舟橋 充男

業務名称
文化会館空調設備ほか更新工事

業務契約コード
108188-02

図面番号
EK-009

管理建築士
一級建築士
大臣登録 第259976号
岡野 俊二

図面名称
(撤去) 幹線・動力設備
R階 平面図

縮尺
A1=1:250
A3=1:500